令和２年　第３回

木古内町議会定例会会議録

令和２年９月１１日　　開会

令和２年９月１８日　　閉会

木 古 内 町 議 会

各　　位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

木古内町議会議長　又　地　信　也

目　　次

提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第１日目（令和２年９月１１日）

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　２　議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

日程第　３　会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　４　議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　５　総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　６　町長及び教育長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

日程第　７　一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

５番　安　齋　　彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

９番　竹　田　　努・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

８番　廣　瀬　雅　一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

７番　相　澤　　巧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

日程第　８　報告第１号　健全化判断比率及び資金不足比率について・・・・・・・・・・　２９

日程第　９　議案第１号　令和2年度木古内町一般会計補正予算（第8号）・・・・・・・・・　３０

日程第１０　議案第２号　令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・・　３０

日程第１１　議案第３号　令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・　３０

日程第１２　議案第７号　令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）・・・・　３０

日程第１３　議案第４号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）・　５１

日程第１４　議案第５号　令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）　５２

日程第１５　議案第６号　令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）・・・　５４

日程第１６　議案第８号　木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・　５５

日程第１７　議案第９号　木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・　５７

日程第１８　議案第１０号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

日程第１９　議案第１１号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

日程第２０　議案第１２号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について　５９
日程第２１　議案第１３号　木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について・・・・　６０
日程第２２　同意案第１号　木古内町教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・　６１
日程第２３　同意案第２号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・　６２
日程第２４　認定第１号　平成31年度木古内町一般会計決算認定について・・・・・・・・　６３
日程第２５　認定第２号　平成31年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について・・　６３
日程第２６　認定第３号　平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について・　６３
日程第２７　認定第４号　平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について　６３
日程第２８　認定第５号　平成31年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について・・・・　６３
日程第２９　認定第６号　平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
日程第３０　認定第７号　平成31年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について・・　６３
日程第３１　認定第８号　平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について　６３
日程第３２　認定第９号　平成31年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について・・・　６３
日程第３３　認定第１０号　平成31年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
休会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

第２日目（令和２年９月１８日）

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８
議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
平成31年度木古内町決算審査特別委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
日程第　１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
日程第　２　議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
日程第　３　議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
日程第　４　平成31年度木古内町決算審査特別委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・　７３
日程第　５　議案第１４号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）　７４
日程第　６　発議案第１号　議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・・・・・　７９
日程第　７　意見書案第１号　松前半島道路の整備促進を求める意見書・・・・・・・・・　７９
日程第　８　意見書案第２号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書・・・・・　８０
日程第　９　意見書案第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書・・・・・・　８１

日程第１０　議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・・　８２
閉会の宣告・・・・・・・・・

令和２年９月１８日（金）第２号

○　開会日時　　令和２年９月１８日（金曜日）午前１０時００分
○　閉会日時　　令和２年９月１８日（金曜日）午前１０時４２分

・出席議員（９名）

１番	平野武志		６番	新井田昭男
３番	東出洋一		７番	相澤　巧
４番	吉田裕幸		８番	廣瀬雅一
５番	安齋　彰	副議長	９番	竹田　努
		議長	１０番	又地信也

・欠席議員（１名）

２番　手塚昌宏

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	福田伸一
税務課長	幅崎英樹
会計管理者	幅崎英樹
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	吉田　宏
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山　進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口　学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東　誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	西山敬二
給食センター長	西山敬二
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿﨑重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺　泰幸

令和２年第３回木古内町議会定例会議事日程

第１号　令和２年９月１１日（金）　　午前１０時００分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		一般質問
8	報告　第１号	健全化判断比率及び資金不足比率について
9	**議案　第１号**	**令和２年度木古内町一般会計補正予算（第８号）**
10	**議案　第２号**	**令和２年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）**
11	**議案　第３号**	令和２年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
12	**議案　第７号**	**令和２年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）**
13	議案　第４号	令和２年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）
14	議案　第５号	令和２年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第２号）
15	議案　第６号	令和２年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
16	議案　第８号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
17	議案　第９号	木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
18	議案　第10号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について

日程番号	議件番号	議件名
19	議案　第11号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について
20	議案　第12号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について
21	議案　第13号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
22	同意案第１号	木古内町教育委員会委員の任命について
23	同意案第２号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
24	**認定　第１号**	平成３１年度木古内町一般会計決算認定について
25	**認定　第２号**	平成３１年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
26	**認定　第３号**	平成３１年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
27	**認定　第４号**	平成３１年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
28	**認定　第５号**	平成３１年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について
29	**認定　第６号**	平成３１年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について
30	**認定　第７号**	平成３１年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
31	**認定　第８号**	平成３１年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
32	**認定　第９号**	平成３１年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について
33	**認定　第10号**	平成３１年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について

令和２年第３回定例会　提出案件及び議決結果表

議件番号	議　　件　　名	議決月日	議決結果
議案第１号	令和２年度木古内町一般会計補正予算（第８号）	2．9．11	原案可決
議案第２号	令和２年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	2．9．11	原案可決
議案第３号	令和２年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	2．9．11	原案可決
議案第４号	令和２年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）	2．9．11	原案可決
議案第５号	令和２年度高齢者介護サービス事業会計補正予算（第２号）	2．9．11	原案可決
議案第６号	令和２年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	2．9．11	原案可決
議案第７号	令和２年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）	2．9．11	原案可決
議案第８号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について	2．9．11	原案可決
議案第９号	木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2．9．11	原案可決
議案第１０号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について	2．9．11	原案可決
議案第１１号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について	2．9．11	原案可決
議案第１２号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について	2．9．11	原案可決
議案第１３号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	2．9．11	原案可決
議案第１４号	令和２年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）	2．9．18	原案可決
同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について	2．9．11	原案同意
同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	2．9．11	原案同意
報告第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について	2．9．11	報告済み

認定第1号	平成３１年度木古内町一般会計決算認定について	2．9．11 平成31年度木古内町決算審査特別委員会に付託 2．9．18 平成31年度木古内町決算審査特別委員会の報告通り認定	
認定第2号	平成３１年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について		
認定第3号	平成３１年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定第4号	平成３１年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について		
認定第5号	平成３１年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について		
認定第6号	平成３１年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について		
認定第7号	平成３１年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について		
認定第8号	平成３１年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について		
認定第9号	平成３１年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について		
認定第10号	平成３１年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について		
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	2．9．18	原案承認
意見書案第1号	松前半島道路の整備促進を求める意見書	2．9．18	原案可決
意見書案第2号	国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書	2．9．18	原案可決
意見書案第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書	2．9．18	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	2．9．18	承認

（　午前10時00分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　ただいまから、令和2年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

3番　東出洋一君、4番　吉田裕幸君。以上、2名を指名いたします。

議　会　運　営　委　員　会　報　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議会運営委員会報告。

令和2年6月18日に開かれました、令和2年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会　委員長　2番　手塚昌宏君。

○2番（手塚昌宏君）　令和2年9月11日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長　手塚昌宏。

議会運営委員会報告書。

令和2年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記　1.会議開催状況。

開催日　令和2年9月9日、出席委員は記載のとおりで、欠席委員はございませんでした。

2.令和2年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1)今定例会の会期については、9月11日から9月18日までの8日間としたい。

11日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議、平成31年度各会計決算認定の上程を行う。

9月12日・13日は休会日とする。（実質6日間）

(2)議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号9から12及び24から33までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更

は議長に一任する。

(3)付議案件は、報告1件、議案13件、同意案2件、認定10件、発議案1件、意見書案3件である。

(4)一般質問者は4名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3.令和2年第3回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染症対策については、議長からもご報告ありましたので、記載のとおりでございますのでお目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○議長(又地信也君)　ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会　　期　　の　　決　　定

○議長(又地信也君)　日程第3　会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月18日までの8日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日から9月18日までの8日間と決定をいたしました。

議　　長　　諸　　報　　告

○議長(又地信也君)　日程第4　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

総務･経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君)　日程第5　総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和2年6月18日に開かれました、令和2年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会　委員長　1番　平野武志君。

○1番(平野武志君)　1番　平野武志です。

令和2年9月11日　木古内町議会議長　又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長　平野武志。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1の会議開催状況につきましては、7月16日、8月31日の2回開催しており、出欠委員及び説明員につきましては、記載のとおりです。

2.所管事務調査項目につきましては、(1)(2)と記載のとおりでございます。

3.調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1)港団地現地視察について。

完成した港団地の視察をした結果、住宅周辺の除排雪、物置の棚や集会所の椅子・テーブル設置、また災害時の備えでもある発電機の設置場所等、多少の課題は見受けられるものの、内外装やデザインなどを含め、とても住みよい住宅となっているように感じました。

今後は、住人の要望にしっかりと耳を傾け「安心・安全」に満足して住んでいただける町営住宅となるよう対応することを求めます。

また、近隣住民も含め高齢者が多く集う地域となることから、以前より意見が出されておりました、港団地を中心とした「シルバータウン化」構想もしっかり検討するべきである。

(2)観光事業について。

令和2年4月から7月までの観光客数や各種事業について報告を受けました。

全国・全世界が震撼し、いま現在も終息の目途が立たない新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から、外出の自粛や来町拒否宣言などが余儀なく進められました。

当然ながら、観光客数においては過去数年と比較すると大幅に減少していますが、やむを得ない結果であります。

新型コロナウイルス感染症がいつ終息を迎えるかわからない中で、次年度以降の各観光事業については、これまでの観光客数を上回るよう「木古内町観光振興計画」の課題解決に対し、より一層の努力に期待いたします。特に、様々なＳＮＳを活用したＰＲ活動や広域9町との連携による情報共有や意思の疎通などに課題が見受けられるため、今後の効果的な事業展開に期待いたします。

また、今月からスタートした木古内エール・トラベルクーポン、そしてスタンプビンゴラリー、この両事業につきましては、宿泊施設や飲食店等の消費拡大や経済の活性化を図る事業であり同意したところであります。全国の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、状況によっては事業の中止も想定しながら展開するよう申し添えます。

(3)新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、未曾有の状況下に陥ったため、地域経済はもとより、個人の生活状況も一変させられた。

このような中、対策に追われた令和2年度のスタートとなり、国から配分された地方創生臨時交付金も活用し、様々な感染対策や支援対策に取り組んできました。

地方創生臨時交付金を活用した対策事業を進めることはもちろんでありますが、今後の状況次第では、その範囲にとらわれない支援策や経済対策も必要であることを視野に入れ、各対策事業のさらなる熟考と的確な状況判断が求められます。

これまでの対策の中にはスピード感に欠ける事業もあることから、より危機感を持ち効果

的な対策事業を進めることを申し添えます。以上です。

○議長（又地信也君）　総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

町長及び教育長諸報告

○議長（又地信也君）　日程第6　町長及び教育長諸報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

一　般　質　問

○議長（又地信也君）　日程第7　一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書の順によって行うことにいたします。

はじめに5番　安齋　彰君。

○5番（安齋　彰君）　5番　安齋　彰でございます。

私は、合同納骨塚の建立について、質問させていただきます。

当町では少子高齢化が進んでおり、お墓の維持管理や継承が困難なかたが増えている状況です。

また、身寄りのない高齢者や居所不明者が町内で亡くなられた場合は、町が火葬し、お骨は町内の寺院に預かっている状況と聞いています。このような実態がありますので、合同納骨塚の建立は早期に実現するべきと考えます。

合同納骨塚の建立については、前町長より前向きに検討する旨の回答をいただいておりますが、建立に向けての動きが見えません。

そこで、合同納骨塚の建立に対する進捗状況について町長に伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　5番、安齋議員のお尋ねにお答えいたします。

合同納骨塚の建立につきましては、私が議員であった昨年の第3回定例会で一般質問を行っております。合同納骨塚の必要性につきましては、十分認識しております。

町も令和2年度の早い時期に関係団体との会議を開き、合同納骨塚建立に対してのご意見を伺う予定でございましたが、新型コロナ感染症の拡大により会議を開くことができませんでした。

今後、新型コロナ感染症の状況を見ながら、各墓地管理委員会並びに石材業者との会議を

開催し、合同納骨塚建立に関する説明を行う中でご意見を伺い、実現に向けて具体的な検討を進めていきたいとそのように思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　5番　安齋　彰君。

○5番（安齋　彰君）　安齋です。

いま、前向きに検討するという旨の趣旨の回答といただきました。鈴木町長は以前、町議会議員であった頃から心配されていたことだと思います。なので、町長になられた現在、精力的に進められているものと考えておりました。確かに、コロナウイルス感染拡大の影響はあったと思います。ですが、周知の事実として現在、核家族化が進み、少子高齢化、人口減少にある中、宗教の多様化、宗教離れなどの要因から墓守という概念は薄れつつあり、お寺やお墓との向き合い方も変化しています。墓じまいするかたも増えていると聞いています。

遺骨の扱いも多様化してきており、墓や納骨堂へ納める以外の方法である樹木葬や海中散骨なども近年では耳にすることがあります。しかし、遺骨は勝手に埋葬したり撒いたりできません。これは、皆さんご存じのとおり、墓地埋葬等に関する法律によるものであり、この第4条で「埋葬または焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない」となっており、大多数は墓を埋蔵するか納骨堂へ収蔵するのが一般的な状況です。

現在、町には6箇所の共同墓地があり、木古内町墓地設置及び管理条例に基づき、それぞれの墓地管理委員会と環境整備業務委託契約を締結しております。しかし、墓地の最も重要な役割である納骨に関しては、共同墓地の近くのお寺が檀家の埋葬等を主に管理しており、その寺が墓地管理者である実情です。いままで墓地管理委員会から共同墓地管理の委託元である当町へ特別な問題等の提言がなかったようでございます。しかし、今後の共同墓地のあり方を考えた時、信仰する宗教法人が町内にない無信仰者である、あるいは親類縁者がいない、経済的に無理であるなどにより納骨できないとすれば、いつまでも自宅に保管しておかなければなりません。どんなケースであったとしても遺骨を墓に埋めたいかたが不具合なく安心して過ごしていただけるようにするのが行政の役目じゃないでしょうか。近隣の他の市町では、すでに合同納骨塚の建立設置をされているところがあります。ぜひ早期実現のため、計画を進め実施していただきたいと考えます。そして、この墓地の管理はどのようにしたいと考えていますか。墓地管理委員会に委託する、若しくは公益法人を作って委託する。または、町が直接管理をする。このような方法が考えられますが、町長はどのように考えられていますか。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　再質問にお答えさせていただきます。

いまの再質問の中で、私も同じ思いで質問をさせていただきました。おっしゃるとおり、コロナがあったからと言ってスピード感が欠けているのではないかとそこは真摯に受け止めて、来年度に向けてしっかりと進めてまいります。

また、北海道で2013年以降急激に増えてきていて、道内でも20箇所以上いまあるんですが、大事なのは納骨、そしてそれをどう今後管理していくかと。少子高齢化が進む我が町において、どのように管理していくかとそれが非常に重要だと私も認識しております。

そこの問題点、今後の管理のあり方につきましても、合同納骨塚建立に関する説明会の中で、関係者と意見を聞きながら皆さんが望む適切な墓地管理ができるそういった方向に向けて進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　5番　安齋　彰君。

○5番（安齋　彰君）　先ほども申し述べましたけれども、葬儀全般の考え方は変化しています。特に人口減少の影響による変化の早い現在ですから、先手先手で考える行政、町民の誰もが安心して暮らせるまちづくりの一貫となるでしょう。これらの整備検討を早く進めていただくということで、町長の考えをいただきましたので、ぜひ早急に進めていっていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（又地信也君）　5番　安齋　彰君の一般質問が終わりました。

次に9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　新型コロナ禍における人口減少対策と財政対策について、一般質問させていただきます。

町長就任以来、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組み、6月定例会で町長の公約政策等を打ち出したところでもあります。この感染症対策において、国や道に無い独自の施策をも地方創生臨時交付金を活用した中で、地域活性化や経済対策を推進してきたところでもあります。

一方では、交付金を活用しているとはいうものの、一般財源も予算ベースで約5,000万円強になっており、人口4,000人を切った町として、そして我が町は収入の主たる地方交付税に依存している町でもありました。大変、将来に不安を感じているところでもあります。

町長においては、新型コロナウイルス感染症と向き合いながら、様々な課題に取り組んでいかなければならないものと思っております。今後、どのような「まちづくり」に向かっていく考えなのか、以下の2点についてお尋ねしたいと思います。

一つは、人口減少対策に対する新たな施策の考えがあるのかどうなのか。二つ目は、感染症対策後と書いておりますが、これと並行した財政の収支計画等の考えについて、町長の考えを伺います。

○議長（又地信也君）　答弁を求めます。町長。

○町長（鈴木慎也君）　9番、竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

人口減少に対する新たな施策と感染症対策後の財政収支計画ということで、非常に大切な一般質問であるなと私自身認識しております。

まず答弁の前に、私やはり町の人口減の姿というのは、様々な複合的な要因があると認識しています。その中でも人口減少、少子高齢化の対策です。道は険しく高いんですが、待ったなしの状態がいま町の状況であると認識していますので、真っ正面から問題解決に向けて取り組む覚悟でございます。

その中で、町における人口減少対策につきましては、第2期地方創生総合戦略を軸として進めているところでございます。

この中では、就労の場の確保として「雇用機会の創出」、移住定住施策として「新しいひとの流れを創造」、そして主に子育てや女性に対しての「結婚から子育て世代までを切れ目なく支援」、そして誘客としての「交流人口、関係人口の拡大と安心・安全な地域社会を構築」することを目的として四つの基本目標を掲げるとともに、目標項目や具体的な施策を定め、事業の展開を図っております。

しかしながら、コロナ禍の中で、とりわけ移住定住施策に関しましては、都市部との交流が制限される中で、セミナーや移住相談会の実施には至っておりません。このような中、全

国的なオンライン会議開催の傾向を踏まえまして、北海道や北海道移住定住促進協議会などが開催するオンラインセミナーに当町も参加することとしております。

今回のコロナ問題を契機といたしまして、地方への移住を検討されるかたが一定程度増加するであろうとそのように想定しております。

今後、それらのかたへのアプローチについて、関係機関と連携をしながら十分に検討し、進めてまいりたいと対応してまいりたいと思っております。

また、新たな政策でございますが、少子化対策として生まれてくるお子さんに対し、町を挙げて歓迎するとそういった思いを形にするようななんらかの方策を検討しております。

「子は宝」であり、木古内の未来のために少子化対策にしっかりと力を入れてまいります。

年度中途での実現はいろいろと難しいと判断いたしましたので、新年度予算の編成にあたってさらに検討を加えてまいります。

次に、2点目のお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、感染症対策においては、ウイルスに対するワクチンが開発され、住民に充分行き届く体制が確立されるまでは、継続した対策が必要であろうと考えております。

また、普通交付税につきましては今後、令和3年度地方財政対策が国から示されるところですが､新型コロナウイルスの感染拡大で日本経済に深刻な影響が出ているということから、次年度以降の普通交付税の算定にも多大な影響が出るものと推測しております。そのため、令和3年度の予算編成においては、新型コロナウイルスの影響を考慮する必要があると考えております。

財政収支計画においては、新型コロナウイルス感染症対策が、いつまで、どの程度の予算規模になるか現状では全く予想がつきませんが、計画に与える影響は非常に大きいものだろうと認識しております。

今後の財政運営につきましては、国の補助制度や交付税措置のある起債等を活用することで、町財政に与える影響を限りなく小さくするよう鋭意努力するとまいりますとともに、新型コロナウイルス感染症対策が終結した際には、振興計画の見直し等を行い、安定した財政運営が図れるよう、収支計画の見直しを進めてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君)　9番　竹田　努君。

○9番(竹田　努君)　今回から一般質問の町長からの答弁書もこの議場に来てからいただいたわけであります。これは大変、我々議会っていうか議員側からすれば、こういう形で進めればある程度の一般質問のやり取りの中もスムーズにいくのかなっていう思いがあります。

今後、当日配付でなく事前に前日でもいただければ大変良いのかなと思っています。ちょっといろいろ飛び飛びになる質問かもわからないんですけれども、人口減少の部分で第2期の地方創生戦略会議をベースにしての取り組み、確かにしている。私は、やはりやることも必要なんだけれども、そのことによってどう成果なり効果がこれ出た。例えば効果の薄いものは、どう改革なり改善をするかって、そういう切り替えっていうか見直しっていうかそういうものがやはり必要になってくるのかなと。やはりその中でも例えば移住定住施策について、内部検討はたぶんしていると思うんですよね。いろんなセミナーだとかへの参加をして木古内町を訴える、これも必要でしょう。ですが、以前から前任の町長にも訴えてきたんですが、町長も来年度例えば開通をする高規格道路、これを活かしたやはりまちづくりってい

うか移住対策についての交通の要衝、時間も30分で例えば七飯方面には車でそういう距離感の部分も含めれば、木古内だって函館圏の通勤圏になるであろう。そうしたかたへ対する例えば税の控除だとか土地の斡旋、これらも含めてやはり具体的なものを私は検討していくべきだろうというふうに思っているところなんですよね。ただ、いま行政内部でいろいろ検討している例えば少子化対策にしても生まれてくる子どもに対する支援策、だからやはり大胆に例えば出産費用を免除するとか、そういう町に福祉と協調というか連携したような部分。

それと、やはり何て言いましょうかこのコロナ禍の中で、全国の医療機関も例えばもう規模の縮小だとか、場合によっては倒産っていう言い方がいいのかどうなのかそういうふうなところもあるわけだから、そういうところの例えば人材を木古内町に呼び込む。そのことによって、1人でも2人でも例えば移住政策の実現につなげるだとか、そういうこともやはり必要なのかなっていうふうに思っています。これからそういうものも含めて進めていくっていうことですから、それとやはり交付税。これやはり人口減少とイコールしてくるものだと思っていますし、ことしが国調年でもあるんですよね。これがベースでやはり向こう何年間の木古内町の交付税の算定が決まるのかなっていうふうに思っています。

それと、財政的な部分からしますと町長が議員時代にふるさと納税の部分でもかなり関心持っていたっていう部分があるんですけれども、これについてもいまのコロナ禍の中で、こういうご時世の中で、ふるさと納税を伸ばせるような要素があるのかどうなのか、これについてもやはり唯一の財源だと思うんですよね。人口減に伴う交付税の減、税収も当然そのことによっての落ち込み、これがやはり将来の財政を見た時に不安が感じる。

それと、私はやはり以前から言っているように、例えばいま財調の余裕あるうちに旧中学校の処分あるいは恵心園、これらもやはりある程度の道筋を付けないと財政がもう逼迫した時点ではもうどうしようもないだろうというふうに思っています。だから、ことしの3月の予算委員会の中でも議論したように、やはり観光協会だとか道の駅に人材を例えば1年間サポートしなければだめだっていうようなそういう余裕のある町なのかっていうことも議論してきたんですよね。そういう部分含めて、将来の財政に不安があるっていうようなことで、それをどう打開っていうかクリアしていくのかっていう部分の考え、いま即答でなくても。

それともう一つは、財政絡みで行財政改革の必要は考えているかどうかっていうことも一つ、お答え願いたいと思います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　竹田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の人口減少に対する部分の再質問でございますが、議員おっしゃるとおり、生まれてくる子どもの施策について、いま再質問がありました。平成18年出生数24人だったんです。26年が過去最低の人数で9人です。平成28年・29年に関しましては、だいたい12・13人を前後ということで、毎年毎年基本ベースとしては減ってきていると。これは、人口減少の中で社会減よりもいわゆる自然の増減が我が町は、非常に影響が大きいと私はそのように認識しております。生まれる数よりも亡くなられるかたのほうが多くなれば、人口が減っていくと。皆さん広報も見ればだいたいマイナス10ぐらいで推移していますので、年間100人ぐらい人口が減っていくペースになっていると。そういった状況がデータを見れば、だいたいそのような認識になっております。以上のことから、これから生まれてくる出生数を上げるということが自然減の増減を食い止める一つの方法であろうと私もそのように認識して

おりますので、政策の内容につきましては、様々議員からもご意見いただきましたが、貴重なご指摘をいただいたということで、この人口減少対策というのは、しっかりと力を入れてまいりたいと思いますが、これは行政だけではなくて、やはり議員の皆さんからも本当に未来を見据えた人口減少の意見、たくさん貴重なご意見をいただいて、一緒に進めてまいりたいとそのように思っております。

あと2点目の財政収支計画ということで、細かく何点かあったんですが、要約いたしますとあれですよね。財源を今後、やはり交付税減ってくるだろうと。その中で、財源確保をどのように将来のビジョンを持っているんだとそういった部分かと思います。これもふるさと納税、こちらも就任後進めております。いままであったメニュープラス様々な機関と連携しながら新しい商品を作る、そしていまある商品をさらに良い商品にする、そういった取り組みで進めております。

また、旧中学校、恵心園、こちらも負の遺産として次の世代には絶対に残したくないとそういった強い思いがありますので、企業誘致の条例も様々見る中で今後、それらを活用した業種等を考えた場合、やはりそれでは対応できないような内容の部分もありますので、そこはしっかりと旧中学校、旧恵心園の町としてのビジョンを立てて、それに必要に応じて法整備もしなきゃいけない、その時には皆さんからご意見をいただきながら、進めていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、持続可能なまちづくりとそういった部分で外貨を稼ぐんだと、ふるさと納税も企業誘致もそうです。私もこれを政策として強く訴えてまいりましたので、引き続き議員の皆様から貴重なご意見をいただきながら、進めてまいりたいとそのように思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　町長から縷々、これからの財政運営等についての考えも述べられました。いま我々もずっと新型コロナの関係をちょっと見通しても、これはもうしばらくインフルエンザ同様、長い付き合いになるだろうっていうふうに思っています。

それと、このインフルエンザ対策・施策については、一方通行なんですよね。こっちから支援策だとかあれは、コロナによって収益が増収になるっていう仕組みのものではないんですよ。ですから、コロナの例えば交付金、最大限交付金を活用して行う。それであってもやはり一般財源は伴う、それをいかに一般財源を圧縮するかっていう部分も大いに知恵を発揮してもらわなきゃならない。それでないとこれいまやはりせっかくやった事業の「ああ、良かったね、効果があった」っていうことならいいけれども、5割しかなかったとかそういうことのないような取り組みをしなければならないということを交付金ありきで何でもあるよっていうのはだめだと思うんですよ。きちんとやはり内部精査をした上で、取り組んでいただきたい。

最後に、行財政改革について町長の考え、これから取り組みしていくっていう気があるのかどうなのか、いまのままで現状のままでいいっていう考えなのかって、そこだけ。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　まず、このままウイルスの感染が継続した場合の与える影響という部分で、今後、道南圏、そして当町に継続的に影響がある、さらに拡大した際には優先すべきは町民の健康と命と生活、これは最優先で事業展開していくことが重要だと思っています。

その場合の一定程度の財産負担に関しては、致し方ないと。まずは、町民の健康と命、生活を守るために全精力を尽くすと。ただし、他の事業を中止若しくは抑制することも考えなきゃいけないと思っています。

いずれにいたしましても、収支のバランスをしっかりと整えて進めていく、これに尽きると思っております。

○議長（又地信也君） 9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君） コロナの部分でも前に進めるなっていうそういう言い方ではないんですよ。やはり町長が考えている健康と命を守る、これは大前提だと思っています。例えばそのために病院支援含めたことは、やはり強く望みたいと思っています。

行財政の部分が考えがいま答弁がないと出ないのかどうなのか、そこ1点だけ。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（鈴木慎也君） まず、公共施設この部分が非常に大きいと認識していますので、長寿命化のための修繕、そして義務的な経費の部分が増加する部分もありますので、厳しい状況が見込まれるとそういった思いがあっての再質問かと認識しております。過去の財政状況、やはり我が町も山あり谷ありで、でもそのおかげで私達がいま何とか仕事をさせていただいておるとそういった状況は、過去を勉強していまをどのように未来につなげていくかとこういった部分は、私は信念を持たせてやらせてもらっているつもりです。その中で、過去の財政健全化の取り組み、そういった基本な部分の取り組みを教訓にしたいと。そして、全職員が財政状況を十分に理解・認識した上で、財政の確保と健全な財政運営に努めていきたいとこれにいまは尽きると思っております。以上です。

○議長（又地信也君） 9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君） そうしたらこの財政とこれを例えば財政改革をするとすれば、やはり行政改革も並行していかないと前段言っている例えば人口が4,000人を切った、これからあと10年見通した場合に、何人の規模が人口推計の中では数字は出ていますよね。だから、そういうことを考えた部分では、そういうことも必要なのかなっていうふうにこれは私自身いままで考えていることなんですけれども、これは十分今後、コロナ含めた行政運営の中でいろいろ内部検討が必要、その中で十分発揮していただければなと思っています。1点目はこれで終わって、次、議長入っていいですか。

○議長（又地信也君） 2点目、入ってください。

9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君） それでは、2点目の一般質問をさせていただきます。

災害（豪雨）対策についての一般質問です。

今後の災害対応については、新型コロナウイルス感染症対策と並行して取り組んでいかなければならないため、避難所の開設を含めて、非常に難しい対応が求められてくるとこういうふうに考えます。

近年、豪雨による河川の氾濫が全国で発生しており、ことしの被害状況を見ても一級河川等が目立って、そして甚大な被害をもたらしています。その際、避難所の開設やボランティアの活用を含め、新型コロナウイルス感染症対策として、人数制限や3密を避けるための対応など、様々な対策が必要となってきております。

異常気象による豪雨が北上傾向になりつつあり、北海道でも8月には、利尻、礼文、稚内

地方に豪雨が発生しており、災害の少ない木古内町として自負をしてきたところでありますが、我が町も豪雨等に対する対策が必要だと感じていることから、災害対応策に関する町長の考えを求めるものであります。

一つは、豪雨に対する防災計画の心構えというかそういう精神です。二つ目は、木古内川、佐女川の中州の雑木処理、これについての考え。三つ目は、過去の浸水個所の再点検の考えについて。4点目は、新型コロナウイルス感染症に対応した防災訓練、この4点について町長の考えをお願いいたします。

○議長（又地信也君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　9番、竹田議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、先日9月4日の雨、これが過去12年間で10分間の降水量が歴代第1位だったんです、16ｍｍ。ということで、まさに近々の課題とそのように認識して答弁させていただきます。

1点目の豪雨に対する防災計画についてですが、ご質問にありましたように、7月に発生いたしました豪雨により、九州地方や東北地方で一級河川が氾濫し甚大な被害をもたらすなど、近年、気象状況が全国的に変化してきていると認識しております。

木古内町におきましても、水害という点では、平成30年9月の台風21号では、大雨・洪水警報等の発表により、町民のかた約40名程度が避難いたしました。また、平成29年9月の台風18号では、農地冠水といった産業被害がありましたので、今後につきましても気象災害全般への注意が必要と認識しております。

まず、1点目の豪雨に対する防災計画についてでありますが、防災計画の第4章　災害予防計画、第2節　水害予防計画及び第5章　災害応急対策計画、第11節　水防計画に定められておりますので、この計画に沿って対応すること、これが基本となります。

また、北海道や気象台等といった関係機関との連携をしっかりと強めていきながら情報の収集、そして共有を行うことで被害の防止、軽減これに努めていきたいと思っております。

また、浸水情報や避難に関する情報を住民のかたにわかりやすく周知することを目的とし作成いたしました、洪水ハザードマップにつきましては、50年に一度の雨の浸水想定を基に作成したものでありますので、これは平成30年度に北海道より新たな浸水想定の発表がございましたので、来年度更新をして町民の皆さんに配布することで、周知をしていきたいと災害から守っていきたいと思っております。

2点目の木古内川の中州、佐女川の雑木についてでございますが、これまでも北海道に要望し、中州内の伐木、河口部の埋塞土砂の除去を実施しております。

今後につきましては、木古内川は河川氾濫の浸水被害を事前に防ぐため、この秋から冬において河口からＪＲ橋までの河道調査これをしっかりと行って、令和3年度以降に河口部の堆積土砂の撤去と河道内の伐木作業を進めるとそういった予定となっております。

また、佐女川につきましては、昨年まで3か年で河道内の土砂の撤去・伐木を行っております。今後も河道内の状況に注視しながら、北海道と連携をとり、町といたしましてしっかりと対応していきたいと思っております。

3点目でございます。

過去の浸水個所の再点検についてのお尋ねですが、近年は短時間で降る雨の量がすごく多

いと。そういったことで、排水が追いつかず低地へ流入するそういった現象も発生しておるとともに、大変危惧しております。このような箇所につきましては、水路内に流水の阻害物、邪魔なものがないかそういった調査・確認をして対応しているところでございます。

これから台風シーズンになりますので、今後も河川氾濫等による浸水被害を防ぐため天候に注視しながら、適時適切に対応してまいりたいとそのように思っております。

最後に、4点目の新型コロナウイルス感染症に対応した防災訓練についてでございます。

災害発生後の避難所運営体制をいち早く確立し、円滑な運営へつなげるべく、北海道のマニュアルこれを参考にいたしまして、新型コロナウイルス対策を踏まえました、当町における避難所運営マニュアルを作成したところであります。内容につきましては、過密にならないよう避難所の収容人数を少なくするため、可能な限り多くの避難所を開設するほか、緊急避難のあとに避難生活が必要なかたに対しましては、いわゆるいま求められている分散避難でございます。親せきや友人の家などへ避難してもらうことも検討にいれております。

また、第2回定例会でお示しいたしました避難所での感染防止につながる備品の調達につきましては、発注業務を進めており、あとは納品されるのみとなっております。

例年行っている町内会を通じた防災訓練については、訓練に際して多くの町民のかたが参集することで、これも迷ったんですがまず町といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡防止これを最大限に考慮しまして、今年度は実施しないと。ですが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止を踏まえた職員間での避難所運営訓練、これはやっていきたいと。その中で、おそらくまだまだマニュアルには載っていない課題が出てくると思うんです。そういったものをしっかりと課題解決をして、そのあと来年に向けて町民のかたの参加する来年に向けて、計画どおり進めていきたいとそのように思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　まず、いま答弁いただきましたことについて、まず4番目のほうから。

今回の防災訓練については、コロナ禍の中で順延っていうか、によって来年度防災訓練を取り組む。だから今後、防災訓練をどういう方向で進めるのかっていうことを求めていたんですけれども、それが。

それと、9月に入って7日・8日・9日って3日続けて防災備品の関係等がマスコミ報道なり、町長これ見ましたか。なんか私はそんなに気にはしていないんですけれども、ただやはり木古内は例えば4町見た場合に木古内だけが少ないだとか、木古内だけがっていうふうに言われるのがやはりちょっと。その辺については、例えば燃料等については、そんなに私は心配をしていないんですけれども、ただこれから備蓄タンクが必要なのかどうなのかっていうことは、きちんとやはり調べて必要であればそういう対応をしなきゃならないし、ドラムで保管できるのかどうなのかっていうこともやはり最小限の費用の捻出で賄えるような形にもっていかなきゃないだろうと。だけれどもやはり、マスクだとか消毒液が不足しているっていうのがちょっと名誉ではない。これは、早急に発注をして充足すべきだっていうふうに思っています。

ただ、防災訓練含めた部分からしますと、私はやはり町長も知っているように、地域の自主防災なんですよ。これがなければいくら町が主催して例えば町内会単位でやっている防災訓練、ただ訓練やったってだけで足跡だけで、中身がないんですよ。高齢者が増えて、歩くことが困難だ、車移動しかないっていう実態を含めれば、どうスムーズにいろんな災害があ

ります。地震もあるし津波もある、豪雨もあるっていった場合に、やはり地域の人に不安がないようなそういう訓練にすべきで。他町の防災訓練のやり方と何町か確認したら、その中で地域の人が炊き出し訓練までしているっていうんですよね。そこでご飯を炊いておにぎりを作って参加して、やはりそのくらいまでいかないとあるものをコンビニから買ってきて支給するっていうそういうシステムではやはりうまくないだろうっていうふうに思っています。

それから、3番目の過去の浸水箇所の点検っていう部分については町長、雨が降ると例えば何ミリ雨量によりますけれども、過去ずっと木古内の地域の中で水の溜まるところっていうのはあるんですよ。佐女川であればどこ、中州の流木とリンクしますけれども、あの流木が鉄道橋に例えば流木がかかって、オーバーフローするっていう現象も過去に何回かあったんですよ。

それと、新道の塩辛、あそこだって捌け口ないわけだ。だから今度、豪雨に対する水が出た時にどう、あそこポンプアップしかないと思っています。ポンプの整備をするだとか、地域の人が水が出ても安心だねっていうそういう形に持っていかなきゃならないような気がします。それで、過去の浸水箇所の再点検をして、ここの地区についてはどうするだとか、いままで過去の中で結構いろんな水も木古内川に排水を抜いたり、例えば八千代なんかも浜に抜いたりだとか、いろんな改善をして何て言うんだろ、それを未然に防いできたっていう部分がありますけれども、やはりその辺を再点検すべきだっていうふうに思っています。

それから、中州の雑木処理については、木古内川については、平成3年度に河口の浚渫含めて、雑木の処理をするっていうことですから、それはそれで安心できるのかなって。確か佐女川も流木処理、例えば道河川のエリアまではやっているんですよ。それ以降の関係どうなんだっていう部分だって去年・一昨年かな、流木のこの処理も佐女川はやっているんですけれども、それより上の普通河川、町の管理の部分のエリアについては、どうなんだっていう部分も含めて。

あと防災計画、これについては私は今回答弁の中で、洪水のハザードマップこれを来年度見直すっていうことですから、もう20年ぶりの木古内町のこのハザードマップ、だいぶ古くなってだいぶ状況変わってきているところもあるんですね。だから、以前からやはりこのハザードマップの見直しをすべきだろうって。そして、ここに書いているように洪水のハザードマップっていうことで、たまたまきょうの北海道新聞に知内町のハザードマップ来年度、ことしかな、作るっていうことが出ていたんですよ。木古内町も来年度、このハザードマップについては見直しをするっていうことですから、これは町民に前のハザードマップみたくあまり細かい部分いらないと思うんですよ。もっとやはり見てわかりやすいっていうか、そういう部分に見直していただきたい。とりあえず、その部分です。

○議長（又地信也君）　多岐にわたっております。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　9番、竹田議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、①と④の再質問について、答弁させていただきます。

まず、防災計画の部分の質問でございます。

先ほど私が答弁させていただいたとおりでございますが、来年度につきましては津波の想定地が変更予定ということで、我が町としまして、津波の防災マップと更新と洪水のハザー

ドマップ、これ両方同じタイミングでお知らせしたいと。もちろん竹田議員からありましたように、いままでのハザードマップこれの良いところはしっかりと引き継ぎ、これの課題点はしっかりと修正して、町民の皆さんがこれを持っているだけではなくて、これも持つことによって安心安全はもとより、しっかりとした避難だったり準備ができる、そういった中身にするように努めてまいりたいと思っております。

備蓄品のほうもいま議員からマスクが少し心配だというようなお言葉いただきましたが、計画の中では約1万2,000枚、全町民が4,000人ですので、1人3枚あたりマックスで対応できるものをご用意して納品待ちということであります。

あと、危険物の燃料等につきましては、危険物ということで保管上に許可等もいろいろございますので、町内の業者さんとしっかりと協定を結び、災害時には速やかに対応できるように努めていきたいと思っております。

あと、先ほど新聞の中でそれぞれの道内の自治体の備品の在庫数について触れておりましたが、あくまでも目標数っていうのは各自治体での裁量となっております。

我が町では、適正な数字を目標にしましており、ただこの問題としましてウイルス感染における購入計画、もちろん1日も早く納品されることを我々は願うばかりなんですが、新しく作る避難マニュアル。感染防止に対応したマニュアルの中では、住民の皆さんにも町として1万2,000枚のマスクは、あと消毒液もしっかりと備蓄はしているんですが、町民の皆さんもマスクだったり消毒だったりですとか避難の際には、しっかりと準備してくださいねとそういった案内、周知もしていかなければいけないだろうと思っております。

こういった防災というのは、もちろん行政側がいくら一生懸命やっても、若しくは住民のかたが一生懸命やっても、成果が出ないと思っているんです。竹田議員おっしゃるように共同、町も町内会も町民のかたも皆さん一緒に同じ方向を見て進んでいく、これをより来年、またハザードマップ、洪水と津波です。更新されますので、町としましてもしっかりとその辺りは町民のかたにご理解していただくように動きながらも共同ということで、町民全員でこれを取り組んでいきたいとそのように思っております。

2と3につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（樽口　学君）　それでは、私のほうから竹田議員からの再質問によることについて、2と3について回答したいと思います。

まず、木古内川と佐女川中州の雑木につきましては、これは以前から北海道に要望を出しておりまして、今年度竹田議員がいまおっしゃったように、1級河川の氾濫等もあるということで、国としてもこの整備については力をいれるという結果が出まして、河川の浚渫事業ということで補助が出まして、北海道のほうで行うことになりました。あくまでもまだ計画なんですが、河口の土量のまず調査、これがわからなければ工事費がいくらかかるかっていうのがまだ出ませんので、まずその調査を今年度冬まで行いますと。その後、来年度以降に土量の撤去等を行う計画でいると。その中で、竹田議員おっしゃっていました塩辛川の越水っていう部分の対応についてどうなんだということなんですが、現状、消防署と連携を取りながらポンプアップをしながらやっているっていう現実がございます。これにつきましては、波浪と降雨これが同時に起きた時に、塩辛川が越水するっていう状況が考えられます。現状、ポンプアップで行いますが、まだこれは計画というか構想なんですが、塩辛川沿いのところ

に複断面的な考え方で、多少盛土等をすれば少し勘案できる方法もあるかなと思っています。
ただこれは、具体的なことはまだ行っておりませんので今後、詳細につきましてはまず現課のほうでどういうことができるかということを考えながらやっていきたいと思っております。
次に、佐女川の原始河川、これを普通河川と言いまして、これに関しては町の管理する区間になります。それで、パークの手前に何軒か民家がありますが、確か平成18年頃と記憶しているんですが、護岸整備等も行っております。そういった中で、家屋の被害が出ないような対処もしております。ただ、竹田議員おっしゃるように、その間での倒木というのは実際あります。何度かその倒木処理をしたことがありますので、今後もそういう部分は地権者等の情報もいただきながら随時、倒木等があれば阻害河川に対して、阻害にならないような対応をしていきたいと思っております。以上です。
○議長（又地信也君） 9番　竹田　努君。
○9番（竹田　努君） いま担当課長のほうから答弁いただきまして、概ね了解しました。
ただ、この塩辛川の部分、この辺やはり地域の住民には不安を抱いているっていうことから、いま課長が言った一つの方法の一つとして盛土施工もあるだろうっていうようなことも。
そのことによってどう未然に例えば浸水っていうかそれが防げるかどうか、このことについては十分内部検討していただいて、そして住んでいるかたが安心安全ってそういう町につなげていただきたいって。
町長が言った、ちょっとすみません。先ほど町長が答弁した最後の部分、後段の部分、もう1回ちょっと答弁してもらえます。
○議長（又地信也君） 町長。
○町長（鈴木慎也君） 竹田議員からいま一度ということで、おそらく感染症対策のため、避難者自らが持参することが望ましいですよというものの例のお話でよろしいですか。ちょっとどの辺りの答弁か、すみません。いま一度ちょっと確認していただいてからと思います。
○議長（又地信也君） 9番　竹田　努君。
○9番（竹田　努君） これであれしますけれども、町長も言っていた防災については、行政と住民、議会も含めた共助というかお互いのやはり連携を持ちながら取り組まなければならない一つの事業だっていうふうに思っています。これについては、備品の関係もいま交付金があるうちに充足しちゃえばいいのかなと思っています。
それと燃料の関係、これ町長、危険物どうこうって言ったんだけれども、危険物あれば例えば保管していいっていうことであれば、例えば何も問題ないのでないのかなっていうふうに我々素人的な考えからすればそう思うんだけれども、その辺の何て言うんだろう保管の資格要件っていうか、危険物あれば燃料の保管ＯＫよっていうのかどうか。
○議長（又地信也君） 町長。
○町長（鈴木慎也君） まず、新型コロナウイルス感染症における備品購入を地方創生臨時交付金を活用してもっとしたほうがよろしいんじゃないかとそういった再質問かと思います。
これに関しましては、皆さんご存じのとおり、6月定例会でパーティション、体温計、扇風機、消毒、マスク等購入しておりますので、これで一定程度確保できていると思います。
あと、危険物の燃料に関してなんですが、いま業者さんとの連携の中で、ある程度柔軟に

対応できるシステムができていますので、危険物を保管する場所だったり、若しくはタンクを作るんであればそのタンクの許可だとか様々なことが必要になってきますので、現段階においては役場としてある程度の燃料を保管するという考えはございません。あくまでも町内の業者さんと連携しながら、非常時には速やかに業務が遂行できるように努めてまいりたいとそのように思っております。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　いまの答弁を受けて災害時、豪雨含めて町民が安心できるようやはり防災計画を含めた部分を内部あるいは住民、議会との連携、共助の精神の中でやはり住みよいまちづくりに取り組んでいただきたいこのように思います。以上で終わります。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君の一般質問を終わります。

次に8番　廣瀬雅一君の一般質問を続けます。

8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　8番　廣瀬雅一でございます。

私のほうから、子ども達が利用する施設の環境整備について、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策においては、当町ではプロジェクトチームを中心として様々な事業を展開してきました。

これらの事業は、優良なアイデアとスピード感があり、経済対策・予防対策には一定の効果があったと感じており、これからもスピード感をもって進めていただきたいと思っております。

さて、先の臨時会において議決されました健康管理センター空調設備整備事業での冷房設備設置、また今定例会で提案されている学校施設空調設備のエアコン設置等、当町の未来を担う子ども達への熱中症対策として、事業が実施される予定ですけれども、子ども達が利用している施設が小中学校や健康管理センターだけではありません。

当町にある保育園に対しても、熱中症対策・換気をすることによる感染防止対策として、冷房設備の設置など環境整備に対する助成が必要と考えておりますが、町長の見解を伺います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　8番、廣瀬議員のお尋ねにお答えいたします。

保育所における感染対策につきましては、国が提唱する「新しい生活様式」に沿って、手指・玩具等の消毒やマスク着用をはじめ、行事の開催自粛や規模の縮小により密接・密集を避けるなど、最大限、園内での感染のリスク軽減に努めているところであり、それを園、そして子ども達にご協力していただいているとそういった状況でございます。

しかしながら、気温や湿度の高い日におきましては、園舎の内外を問わず、マスク着用による熱中症を防ぐために、園児同士が一定程度の距離を保ちながら、マスクをはずして保育をするとそういった環境が余儀なくされております。

ご質問の冷房設備等保育の環境の整備をすれば、気温や湿度が高い日でも、園舎内において、汗ばむこともなくマスクを着用しながらの保育も可能となるそういった考えもあることから、冷房設備等の必要性につきましては、十分理解するところであります。

また、これも2年前、私の議員時代にも同じような一般質問をさせていただき、いまも一

貫して信念は同じでございます。子ども達の健やかな成長のための環境整備、これをしっかりとやっていく。こういった信念は変わっておりませんので、よって保育園側とも協議を進めて、もし保育園が必要だとそういった判断のもとに設置する場合、その際の支援についてはどのような支援方法がいいのかしっかりと協議をして検討していきたいとそのように思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　いま答弁、現状に関しまして、両園では大変試行錯誤を行って、職員はじめ皆さんでかなり努力して、この猛暑を乗り切っている現状だと思っております。

ただ、子育て支援を考えるのであれば、コロナ感染症対策、熱中症対策としては、いまが近々のタイミングではないかと。また、あとあとということになればコロナ関連の交付金の活用ができるかどうかそれもちょっと疑問には思うんですけれども、そこで再質問なんですけれども、今回の健康管理センターの空調設備や学校施設の空調設備の計画段階において、この保育園に対しての計画、若しくは題材に上がったのかどうかそこはちょっとお聞きしたいなと思います。いかがですか。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

きょうこれから上程させていただきます小中学校、そして前回の議会でございました健康管理センター、これはいわゆる公の施設でございます。先ほど子ども達の環境整備に対する私の考え方や信念というのはお伝えしたとおりですが、いわゆる民設民営の状態でございます。社会福祉法人の所有物であることから、整備する時の例えば費用をどの程度町が負担するかそういった制度設計の保育園側と行政側の負担の割合とこれはしっかりと進めなければいけないと。ですので、もちろん子ども達の環境と気持ちを思えば一緒なんです。小学校・中学校も保育園も私、一緒なんです。ただし、民設民営といわゆる公の建物とそういった部分で、事業化のスピードだったりですとか制度設計の課題が違うものですから、こういう状況であるとご理解していただければなと思っております。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　施設の現状、施設のあり方に関して違うとそれに対しての補助というのもわからないわけではございません。町長が2年前にもお話した答弁も見たこともあります。いま私が質問したのがこの計画段階において、要は保育園、施設に関しても例えばどうなのか、どうあるべきかとか、どういうことができるかっていう協議があったのかどうか。

要は、子育て支援というのを考えるのであれば、大きな考え方でじゃあここだけじゃないよね、保育園もありますよねっていう考え方になって当然だと思うんですけれども、そこがどうなのかなっていう質問なんですよ。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　計画の段階で保育園、そして小中学校含めた中で検討したのかというご質問にお答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、公共施設という部分での検討はいたしましたが、保育園民設民営での保育園に対しての検討というのは、その時点ではしていなかったというのが現状でございます。以上です。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　わかりました。先ほど町長の答弁にもありましたように、両保育園側とも協議を進め、設置するということで、いろいろ予算の関係上もあろうかと思います。

両保育園も全館とは言わないけれども、最低限ですよね。どこか子ども達が集える場所に家庭用エアコン等でも数台でもということで、ある程度調整も利くんじゃないかなとも思っております。ぜひここは両園と早急に協議をし、意向の確認ということでもいいです。してもらえないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　いま現在で、意向の確認はしております。ただ、その確認の中で確定した説明をできるようなまだ状況ではございませんので、これからしっかりと整備をしなければいけないと思っています。

廣瀬議員の言うとおり、子ども達からすれば民営だろうが公営だろうが関係ないと思います。そういった意味では、いまいただいた貴重なご意見を真摯に受け止めまして、子ども達のいわゆる健やかに育つとそういった環境をさらに良くするために職員一丸となって努めてまいりますので、今後ともご指導いただければなと思います。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　町長の前向きな答弁を確認いたしますので、これ以上質問はいたしません。

最後に答弁はいらないんですけれども、子ども達が利用する施設の環境整備に関連しまして、認定こども園について。当町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、具体的な施策事業、出産子育ての支援の充実で掲げる認定こども園の設置とあります。

また、町長の所信表明にもあります、施設の充実や認定こども園の整備も進めると発信しております。認定こども園設置検討に関しましては、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略から一向に進んでいないと感じております。ぜひ、将来の子ども達のために両園と建設的な協議を検討してもらい、早期に議会への報告を期待するところでございます。答弁はいりません。終わります。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君の一般質問を終わります。

次に7番　相澤　巧君の一般質問に入ります。

7番　相澤　巧君。

○7番（相澤　巧君）　7番　相澤　巧です。

インフルエンザ予防接種の無償化について、ご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、首都圏や大都市圏などで感染が続いており、道内でも道央圏を中心に感染が収まらない状況にあります。

当初は、新型コロナウイルス感染症も冬になる前には終息を迎えるものだと安易に考えていた時期もありましたが、終息するどころか、まだまだ感染が拡大しているのが現状です。

これから冬が近づいてくれば、インフルエンザが流行する時期と重なってしまいます。

インフルエンザの症状は、発熱、鼻水、喉の痛みなど、新型コロナウイルス感染症と似た症状が現れるということでありますが、どちらの感染症にしても重症化しないようにすることが重要と考えるところです。

新型コロナウイルス感染症のワクチンは、まだ完成しておりませんが、インフルエンザのワクチンは接種することができます。より多くの町民が、インフルエンザの予防接種をする

ことで、重症化を防ぐことにつながると考えております。

当町においては、インフルエンザの予防接種における個人負担は、18歳までは無償、65歳以上は一部助成となっているところですが、このコロナ禍において、重症化を防ぐことを考慮し、町民は全員無償で接種すべきと考えているところですが、町長の見解を伺います。

○議長（又地信也君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君） 7番、相澤　巧議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、答弁させていただく前に9月7日、こちらは厚生労働省のほうから状況について連絡あったものでございます。

インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する検討を進めている自治体があるとの報道がなされる中で、幅広く無料化する施策によって、特定の地域で季節性インフルエンザワクチンの需要が急増した場合には、当該地域における季節性インフルエンザワクチンの需要が逼迫して、かえって接種を受ける機械の確保に支障を来する等の混乱が生じることも懸念されます。まず、これを念頭において、答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、季節性インフルエンザは、予防接種をすることで重症化を防ぐことにつながることから、当町では18歳になる年度までは無償、そして65歳以上及び60歳から64歳までの一部の障害者のかたなど予防接種法に基づく、定期接種の対象者は1,000円の個人負担で接種ができるよう、費用の負担を町として、しております。

コロナ禍の長期化により、今期はインフルエンザの予防接種希望者が増えるとそういった予想されている中、厚生労働省の発表によりますと、インフルエンザワクチンの供給量これは昨年と比較いたしまして7%増、約6,300万人分、全国民の約半分にとどまっているというそういった見込みとなっております。

一方、当町におきまして、ワクチンを納品している業者に確認いたしましたところ、確実に納入できるとそういったワクチンの確保の数は、昨年と同程度とのことであり、町内の二つの医療機関においても同様であることを確認しております。

このような状況の中で、全町民を無償化すること、そして接種希望者が大幅に増えた場合、その時には医療現場の混乱を招く恐れ、そして高齢者や持病がありリスクの高い人、そして子ども達などまさに本来であれば予防接種を必要とするかたがワクチン不足により接種できなくなる懸念、これは絶対にあってはならないとそのように思っております。

したがいまして、議員のインフルエンザ予防接種の全町民無償化の必要性、十分理解できます。本来であれば、全町民無料だとそういったことは理解はできるんですが、いま日本国全体、そして我が町のワクチンの供給量等を考慮いたしますと、これまでどおり予防接種の優先度を考慮し、町の費用負担制度を維持していきたいと、安定して維持していきたいとそのようにいま考えております。

なお、町といたしましては、予想される予防接種希望者の増加に対応するため、少しでも多くのワクチンが確保できるよう、引き続きワクチン納入業者に納入数の増量、これはしっかりと要望をしていきます。

また、町内での流行を抑制するためにも、これは手洗い・うがい・マスクの着用、基本的な感染予防対策、これは一人ひとりのかたが行っていただくと。そのためにも町といたしまして、周知、普及啓発活動を継続していきたいとそのように思っております。以上で終わり

ます。

○議長（又地信也君）　7番　相澤　巧君。

○7番（相澤　巧君）　インフルエンザと新型コロナが同時に発生した場合をどうしても考えるところです。病院の先生や看護師さん達が肉体的・心理的に負担も相当なものになるものと考えています。報道によれば、知内の診療所がこの18日で閉院するという報道もされました。負担がさらに増えるのではないかなと考えるところです。インフルエンザほかの疾患も含めて、重症化をしないことが病院の負担を減らすことにつながるのではないかと思われます。病院の負担軽減によって余裕ができる中で、医療が受けられるということが住民及び病院の安心にもつながるのではないかと考えるところです。ぜひ一人でも多くのインフルエンザ、接種していただきたいところです。

また、増産の部分についても要請中ということでありますので、ぜひそれも進めていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（又地信也君）　7番　相澤　巧君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（又地信也君）　日程第8　報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　ただいま上程となりました、報告第1号　健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

お手元に配付しております、議案の後ろにあります別紙、監査委員意見書の19ページから20ページまでをあわせてご覧いただきたいと思います。

はじめに、当町における実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから、比率は算出されておりません。

次に、実質公債費比率は9.4％で、前年度より1.2ポイントの増となっておりますが、早期健全化基準の25％は大きく下回っております。

次に、将来負担比率は85.2％で、前年度より2.1ポイントの減となっており、早期健全化基準の350％を大きく下回っております。

将来負担比率が前年度から減少した要因といたしましては、公営企業等に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額が減少したためです。一方で、一般会計に係る地方債残高が増加し、さらに地方債償還等に充てることができる特定財源が減少したため、大幅な減少とはなっておりません。

今後の増減見込といたしましては、港団地建替、防災行政無線のデジタル化などで多額の地方債借入が生じることから数値の上昇が想定されますので、財政調整基金や減債基金などの充当可能財源を増やす必要があります。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります国民健康保険病院事業会計、簡易水道事業会計、高齢者介護サービス事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも、前年度と同様に資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておりません。

平成31年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置付けられる算定内容となっておりますが、自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している脆弱な財政構造であることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、各比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 副町長の報告が終わりました。

質疑があればこれを許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

ここで、暫時、休憩をいたします。昼食のため、午後1時まで、休憩をいたします。

休憩　　午前11時52分
再開　　午後 1時00分

議案第1号　令和2年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
議案第2号　令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第3号　令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第7号　令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9、議案第1号　令和2年度木古内町一般会計補正予算（第8号）ほか3件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは朗読いたします。

日程第9　議案第1号　令和2年度木古内町一般会計補正予算（第8号)、日程第10　議案第2号　令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号)、日程第11　議案第3号　令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号)、日程第12　議案第7号　令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 以上、日程第9　議案第1号ほか3件については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま一括上程となりました、議案第1号　令和2年度木古内町

一般会計補正予算（第8号）、議案第2号　令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第3号　令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、及び議案第7号　令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に議案第1号から説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億3,297万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、52億6,859万4,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表　地方債補正は、起債発行可能額の決定並びに、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。起債の目的の1項目目の臨時財政対策債　350万円、及び3項目目に高度無線環境整備事業債　3,600万円を追加し、補正後の限度額の合計を8億3,370万円とするものです。

5ページの第4表　繰越明許費補正は、2款　総務費、1項　総務管理費、事業名　高度無線環境整備推進事業　6,013万5,000円を繰越明許費とするものです。

歳出の主な補正内容は、2款　総務費は、松前線路線バス車両更新補助金等の減額補正と高度無線環境整備推進事業負担金、及び戸籍関係システムの改修委託料等の追加補正です。

3款　民生費は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の平成31年度決算による繰出金の補正です。

4款　衛生費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

6款　農林水産業費は、施設園芸栽培拡大事業助成金の追加補正です。

7款　商工費は、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金の追加補正です。

8款　土木費は、下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

9款　消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

10款　教育費は、小中学校の換気機能付エアコン取付工事の追加補正です。

13款　諸支出金は、町税等還付金の追加補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,144万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、6億4,748万4,000円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款　総務費、1項　総務管理費、2目　連合会負担金、18節　負担金補助及び交付金　特定健診受診率向上支援等共同事業負担金　318万7,000円の減額は、交付金交付要領により総務費から保健事業費へ予算を組み替えるものです。

8ページをお開き願います。

2項　徴税費、1目　賦課徴収費、18節　負担金補助及び交付金　117万4,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に移管する本年度の税額が確定しましたので、追加補正するものです。

9ページをお開き願います。

6款　保健事業費、1項・1目　特定健康診査等事業費、18節　負担金補助及び交付金　318万7,000円の追加は、総務費で説明しました特定健診受診率向上支援等共同事業負担金を総務費から保健事業費へ予算を組み替えるものです。

10ページをお開き願います。

10款・1項・1目・節　予備費　2,027万2,000円は、平成31年度決算繰越による追加補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

6款　繰入金、1項・1目　一般会計繰入金、5節　その他一般会計繰入金　126万8,000円は、平成31年度決算によるその他一般会計繰入金の減額補正です。

7款・1項・1目・1節　繰越金　2,271万4,000円は、平成31年度決算による繰越金の追加補正です。

次に、議案第3号を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、1億8,361万5,000円で変わりありません。

補正の内容につきましては、平成31年度決算による事務費繰入金及び繰越金を補正するものです。

補正は歳入のみです。

4ページをお開き願います。

3款　繰入金、1項　一般会計繰入金、1目・1節　事務費繰入金　8万4,000円は、平成31年度決算繰越額の確定による事務費繰入金の追加補正です。

4款・1項・1目・1節　繰越金　8万4,000円は、平成31年度決算繰越額の確定により繰越金を減額補正するものです。

次に、議案第7号を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、3億2,895万5,000円で変わりありません。

補正の主な内容は、平成31年度決算による補正です。

3ページをお開き願います。

第2表　地方債補正は、このたびの補正に係る起債額の変更で、下水道事業債　9,950万円から290万円を減額し、9,660万円とするものです。

それでは、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款・1項　公債費、1目　元金ですが、これは下水道事業資本費平準化債の減額に伴う財源振替です。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款・1項　繰入金、1目　他会計繰入金、1節　一般会計繰入金　4万8,000円の減額は、歳入の調整を一般会計からの繰入金で行うものです。

5款・1項・1目・1節　繰越金　294万8,000円は、平成31年度決算に伴う繰越金の追加補正です。

7款・1項　町債、1目・1節　下水道事業債　290万円は、繰越金による増額分の一部について、下水道事業資本費平準化債を減額補正するものです。

以上で、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号の一括提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　次に、詳細説明をお願いいたします。

議案第1号について、総務課長。

○総務課長（福田伸一君）　それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳出より説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

2款　総務費、1項　総務管理費、4目　交通安全対策費、18節　負担金補助及び交付金　16万5,000円は、みそぎ浜に設置している交通安全監視塔解体撤去補助金でございます。

交通安全監視塔は平成2年の建築から30年が経過し、腐食等が激しく大変危険な状態にあるということから、所有しております木古内地区交通安全協会が撤去の判断に至りましたので、この撤去費用の2分の1を補助するものでございます。

なお、今後、監視塔に代わる施設は建設せずに事業を行うことを交通安全協会に確認をしてございます。

5目　企画振興費、18節　負担金補助及び交付金は、5,709万2,000円の追加補正でございます。

松前線路線バス車両更新補助金　594万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、バス事業者が車両更新に係る費用の捻出が困難になったことによる減額補正でございます。車両更新につきましては、次年度以降の協議としてございます。

渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金　250万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス利用者が大幅に減少している状況の中、地域の生活に欠かすことのできない路線として、便数を減らさずに3密を避けるため、運行便数の7往復14便を維持したことに対し、渡島西部4町が奨励金を交付するものでございます。所要額は1,000万円で、4町が均等の支援を行い、財源は地方創生臨時交付金を充てることとしてございます。

議案説明資料の5ページ、こちらのほうに事業の趣旨・目的、事業の概要等を記載してございますので、ご参照ください。

高度無線環境整備推進事業負担金　6,013万5,000円の追加は、町内未整備地域に光ファイバーを整備することにより、町内における情報格差を解消し、教育環境の充実や第一次産業の振興を図るとともに、「新しい生活様式」の実践に必要な情報通信基盤づくりを推進するものでございます。

議案説明資料の6ページから8ページ、こちらに事業の趣旨・目的、現状の整備状況等を記載してございますので、ご参照ください。

一般旅客自動車輸送事業者支援金　40万円の追加は、町民の生活に必要な輸送確保のため、新型コロナウイルスの感染リスクを抱えながらも事業を継続している一般旅客自動車輸送事

業者を支援し、引き続き事業を継続してもらうため、支援金を交付するための追加補正でございます。

議案説明資料の9ページに趣旨・目的、概要等を記載してございますので、ご参照ください。

次に、議案の11ページをお開きください。

2項　徴税費、1目　税務総務費、18節　負担金補助及び交付金　117万4,000円の減額は、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の国保会計負担分が確定したことから、一般会計分を減額補正するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

3項・1目　戸籍住民基本台帳費、12節　委託料は、891万6,000円の追加補正でございます。

マイナンバー制度及びデジタル化の進展によるオンライン手続きの多様化に関し関連する法律が改正され、新たな事務対応を行うため、国からシステムの仕様について変更及び追加機能の指示があったことから、必要な改修を行うための補正でございます。改修に要する財源は、全額国庫補助金が措置されることとなってございます。

次に、13ページをお開きください。

3款　民生費、1項　社会福祉費、1目　社会福祉総務費、27節　繰出金　126万8,000円の減額は、平成31年度決算に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額補正でございます。

5目　保健福祉総務費、10節　需用費　6万円は、町障害者指定特定相談支援事業所において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源に、感染症対策に要するマスクや消毒液などの衛生用品等を購入するための追加補正でございます。

説明資料の10ページをお開きください。

こちらに、趣旨・目的、事業等を記載してございます。

11目　後期高齢者医療費、27節　繰出金　8万4,000円は、平成31年度決算繰越額の確定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の追加補正でございます。

14ページをお開きください。

4款　衛生費、2項　清掃費、1目　清掃総務費、18節　負担金補助及び交付金　99万7,000円の減額は、渡島西部広域事務組合負担金の各町按分率の確定等による減額補正でございます。

次に、15ページをお開きください。

6款　農林水産業費、1項　農業費、4目　農業振興費、18節　負担金補助及び交付金　35万7,000円の追加は、当町の2戸の農業者より施設園芸ハウス5棟を増築したいとの申し出がありましたので、補助金を追加するものでございます。補助率は、税抜きの10%となってございます。

資料の11ページでございますが、こちらに事業の趣旨等が記載してございますので、ご参照ください。

次に、16ページをお開きください。

7款・1項　商工費、2目　商工振興費、18節　負担金補助及び交付金　1,500万円は、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金を追加するものでございます。

説明資料の12ページ、こちらに事業の趣旨・目的、事業概要等が記載してございます。

次に、17ページをお開きください。

8款　土木費、4項　都市計画費、1目　都市計画総務費、27節　繰出金　4万8,000円の減額は、平成31年度決算繰越額の確定に伴い、下水道事業特別会計繰出金を減額補正するものでございます。

18ページをお開き願います。

9款・1項・1目　消防費、18節　負担金補助及び交付金　231万1,000円の減額は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、新型コロナウイルスの影響による旅費等の減額によるものでございます。

次に、19ページをお開きください。

10款　教育費、2項　小学校費、1目　学校管理費、14節　工事請負費　3,150万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症対策として、普通学級と特別支援学級、保健室に換気機能付きエアコンを整備することで学校環境の改善を図るものでございます。

次に、20ページをお開きください。

3項　中学校費、1目　学校管理費、14節　工事請負費　2,450万円は、小学校費と同じく各教室に換気機能付きエアコンを整備するための追加補正でございます。

説明資料の13ページから20ページ、こちらに事業の趣旨、事業の概要等を記載してございますので、ご参照ください。

次に、21ページをお開きください。

13款　諸支出金、1項　還付金、1目　過誤納還付金、22節　償還金利子及び割引料　110万円は、町税等の還付金で、法人町民税の中間納付分の還付等により今後の予算が不足することが見込まれるための追加補正でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

10款・1項・1目・1節　地方交付税　1億1,333万円は、普通交付税交付決定に伴う追加補正でございます。

14款　国庫支出金、2項　国庫補助金、1目・1節　総務費補助金　6,121万6,000円の追加は、歳出の戸籍住民基本台帳費で説明したシステム改修の財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金　891万6,000円、このたびの補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　5,230万円の追加補正でございます。

議案説明資料資料番号1の1ページから4ページに、地方創生臨時交付金事業実施計画（案）を添付してございますので、ご参照ください。

1ページから3ページには、既に補正済みの臨時交付金の充当内訳を掲載しており、4ページのＮｏ2の16から19が今回の補正に係る充当内訳となってございます。

15款　道支出金、2項　道補助金、2目　民生費補助金、1節　社会福祉費補助金　6万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で歳出で説明しました、衛生用品等感染症対策物品購入費の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

18款　繰入金、1項　基金繰入金、1目・1節　財政調整基金繰入金　1億5,394万4,000円の減額は、このたびの補正に伴う財源調整でございます。

9ページをご覧ください。

6目・1節　中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金　1,500万円の追加は、歳出で説明をいたしました、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金の追加補正に伴う

基金からの繰り入れでございます。

19款・1項・1目・1節　繰越金　5,781万4,000円の追加は、平成31年度繰越金の確定によるものでございます。

21款・1項　町債、1目　総務債、1節　臨時財政対策債　350万円の追加は、臨時財政対策債発行可能額が確定したことによる追加補正でございます。

3節　高度無線環境整備事業債　3,600万円は、光ファイバー整備の財源として、補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番　平野武志君。

○1番（平野武志君）　1番　平野です。

質問も数点あるんですけれども、ちょっと質問の前に、小中学校のエアコンの取付事業の金額が大きいものですから、算出根拠になった工事内容の内訳を資料として提出いただきたいんですけれども、それをもとにまた質問したいと思いますけれども、どうでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（又地信也君）　資料提出の請求がありましたけれども、間に合いますか。間に合うのであれば、暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後1時24分

再開　　午後2時00分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を受けます。

6番　新井田昭男君。

○6番（新井田昭男君）　ちょっとお尋ねします。

いま資料が二通り出ましたけれども、先ほども休憩の中で、まず1番目に出てきた例えば我々素人が知りたいのは、全体の工事はこれ予算も出ているのでいいんだけれども、例えば仮設工事っていうのがどんなことの仮設が含まれるんだと。例えば、足場だとか何だとかというのがあって、2は例えばいま二つ目に出てきたこういう本当の製品代と取付工事なのか、その辺をもうちょっとかみ砕いてお聞かせしてもらいたいんだけれども、そうでないとこれが出ても20畳のタイプは63万円だよ、あるいは29畳が84万円なんだとこれはわかるんだけれども、どの部分の工事にこれが含まれているのかというのは、全くこれじゃ把握できないんですよね。だから、もうちょっとかみ砕いてもらえれば助かる。お願いします。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（樽口　学君）　まず、新井田議員のご質問に対して、お答えいたします。

資料のほうでは、かみ砕いたちょっと内容とはなっておりませんので、口頭ではございますが、若干説明いたしたいと思います。

まず、木古内小学校のほうからでございます。仮設工事といたしまして、主に足場に付きます手すり、あと養生シート等、これらに伴う運搬の経費。なお、小学校につきましては、

屋上に室外機を設置することで考えておりますので、それに伴うクレーンの計上をしておりまして、足場の面積につきましては、いま実は積算中ではございますが、これはあくまで予算時での平米数ということで、約1,700㎡の考え方をしております。

ただ今後、発注時におきましてこれの精査をして、面積はもう少し減るんじゃないかということで考えております。

二つ目の教室のエアコン取付工事になります。数量で普通学級と特別支援学級、約教室の面積が64㎡になります。64㎡で何畳のほうに逆算いたしますと、先ほどカタログのほうで示しまして29畳程度、これのエアコンが普通学級で6個付く、特殊学級で二つ、20畳程度のものがそれぞれ特殊学級一つと保健室に付きまして、全部で10基のエアコンになります。

なお、これに伴う配管のドレーンとか、あと壁に穴を空けるなど、あとその他雑材料も含みまして、労務費・運搬費を含めて、1,426万と算出しております。小学校につきましては、3階建ててございますから、それぞれこれにつなぐ配管関係もそれなりの延長になりますので、そういった物も入っております。

次に、三つ目のエアコン電源工事になります。現状のままでは、このエアコンを付ける電源のコンセント等の配線がありません。それについての追加も必要になっています。それぞれ10基なので10箇所のコンセント、なおこれに伴う電気の容量っていう部分が足りなくなりますので、これに伴うキュービクル等の改修も出てきております。それぞれこれの電源等の試験調整等も含めまして、労務費、運搬も含めて400万円という金額になっております。

最後に、直接工事費につきましては、経費かけましてそれぞれ3,100万円という金額になっております。

次に、中学校のほうになります。中学校のほうに関しましても、基本同じ考え方ではございますが、ちょっと小学校と中学校が違うものにつきまして、中学校は教室の梁が一面だけに済みますので、それぞれ壁面に室外機を付ける予定で積算をしております。それによって、クレーン等の機動は考えてございません。同じく足場につきましては、1,200㎡くらいの面積を考えております。仮設工事として、237万円と算出しております。

次に、エアコンの取付工事です。エアコンに関しましても考え方は小学校と同じですが、中学校につきましては、教室の面積が約56㎡程度ということで考えますと、これもカタログの29畳程度のエアコンの規格が必要ですので、それを3基、特別支援学級に同じものを3基というふうに考えています。保健室も同じです。全部で7基のエアコン設置になります。

これにつきましても、配管のカバー等の金額もありまして、労務費運搬等を含めて919万円という算出をしております。

エアコンの電源工事です。これにつきましても、小学校と同じく電源の工事がありますので、同じくキュービクル等の改修等も含めて、466万円というふうになっております。

直接工事費　1,622万円が出まして、経費をかけまして、2,413万円という工事費が出まして、予算額としては2,450万円という計上をしております。以上です。

○議長（又地信也君）　ほかに。

9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　いま課長から説明受けたんですけれども、例えば電源工事。これを例えば見ても小学校は電源工事で400万円、中学校は466万円、小学校は例えばエアコンの数、コンセントの数からすれば10箇所、中学校は7箇所、例えばキュービクルの改修も必要だ、

それはわかる。だけれどもやはり、なぜこんなに例えば数が少なくてもこんなに割高っていうか高くなるんだっていうその辺の同じ料金だと思うんだよね。それとやはり、この発注の仕方についてのこれから教育委員会が発注すると思うんだけれども、これ同時発注すればいいんですよ、一括発注。そのことによって損料だとかが変わってくるわけだから、やはりその辺の知恵も絞らなきゃならないし、いまの説明だけではやはり納得いかない。議長、この部分については、最終日まで例えば要検討のいろんな資料だとかやり取りする時間があってもいいのかな。どうやっても。

○議長（又地信也君）　それは、例えばこのあといろいろ議事進行上、討論までいくのであれば討論でもいいし、私はいいと思うんです。ただ、どうしてもだめだと。

暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後2時09分
再開　　午後2時13分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

1番　平野武志君。

○1番（平野武志君）　いまの話の流れでちょっとエアコンと違うのからスタートしていきたいんですけれども、後ほどエアコンのほうもちょっと聞くことありますけれども、ちょっと順次いきたいと思います。

まず補正の10ページ、松前路線バス車両更新補助金ということで説明の中で、ことしはコロナの影響で業者さんが更新するのが厳しいという説明だったんですけれども、これは当初は年次に基づいて当然バスを更新､安心安全のために更新しなきゃならないっていうことで、町が補助するというための予算。それを業績の実態・現状の中で更新をしない、わかりましたよということで良いのかどうなのか、そこがちょっと疑問に思いました。これは、この次の資料の5ページにもつながりますけれども、4町で支援しているわけですから、であればやはり安心安全のためにこのバスの更新についても支援しなきゃならないっていう話がなかったのかどうなのか。あるいは、更新しないままでも安心安全が確保できるっていうことになったのかの部分をちょっと説明いただきたいと思います。

それと、同ページの高度無線環境整備推進事業負担金、資料ですと6ページになるんですけれども、大きな予算をかけて趣旨・目的については記載のとおりだと思いますけれども、この財源が一般財源の中に米印で「今後、地方創生臨時交付金第3次配分充当予定」、この2,413万5,000円のうちのどの程度、この第3次交付金で充てられるのか、あるいは充てられない場合も発生するのか。となると自己財源で2,000万円、町の負担をしなきゃならなくなるという、この部分が曖昧で予算の使い方がちょっとピンとこないという部分についての詳細説明をいただきたいのと、その上にいくと普及率です。当町は、94.2というのは現在なのか、この工事を推進したあとのパーセンテージなのかもあわせてお知らせください。2点目の質問です。

続いて、資料の10ページですけれども今回、感染症対策に要する衛生用品等の物品を購入するということで、割り当てられた6万円と14万8,000円で、消毒液・マスクを購入するとい

うことですけれども、マスクが品不足の時にはマスク自体の金額が相当高騰していまして、いま相当値段も下がっているんですね。参考までにいまこの予算を計上している中で、マスクの購入代金等を現状でもう既に確定しているのであれば、中身の金額も教えていただきたいと思います。

それと、資料でいきますと13ページ、ただいま追加資料もいただいて、いろいろ各議員も思うところあるでしょうし、私自身もやはりこの趣旨・目的の生涯学習課の掲げている子ども達の学習環境を調えてあげたいっていうのは、おそらく全議員共通の思いではあります。

しかしながら、やはりこの予算計上の金額に「おい」と「こんなに高いんですか」ってびっくりしたのが正直な感想です。以前は、現町長鈴木町長の一般質問に対し、野村教育長がはっきりと「現在では、現状はエアコンの設置は考えていない」という答弁した経緯もありました。その後、町長が当然代わって、あるいはコロナウイルスの感染症が発生して、そのコロナを子ども達から守らないという考えのもと、180度転換してエアコン設置するっていう趣旨も理解はします。しかしながら、やはり予算計上する際に今回、考え方によってはいままでは莫大なお金がかかるからちょっと子ども達には我慢してもらったけれども、コロナの特別交付金がきたからチャンスだぞと思って、金額の上限をもう付けずに良いもの付けちゃえっていうふうにも捉えられるんですよ。

鈴木町長にちょっと聞きますけれども、これまでも同僚議員時代に行政の様々な予算措置に対して、やはり一般家庭の一般人の考えからいくとこんな高級なものはというものを数々同僚議員時代に話していた経緯がありますけれども、この金額に対して鈴木町長自体はまずどう思っているのか、これが適正なのかどうなのか。この金額以外にもっともっと予算を圧縮すると、コロナの対策支援町民に還元する部分でもっともっといろいろ予算使えるわけですから、そういう観点からもっとこの予算の圧縮する方法を指示しなかったのか、お聞かせいただきたい。まず、ここまでにしておきます。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（木村春樹君）　まちづくり新幹線課の木村です。

前段のほうの質問にお答えいたします。

まず、車両更新の補助事業なんですが、経過を申しますとまず事業者のほうから、なかなか車両の更新について困難であるということの申し出がございました。一つ目は、説明いたしました事業者で用意すべき資金について、用意がなかなかすることが困難であるということでございます。これにつきましては、新型コロナの感染が蔓延してから、乗客数が木古内ー松前線については、およそ6割減っています。そういうことで、なかなか厳しいということも含めて申し出されました。また、国のほうで例年継続している補助をいただく予定だったんですけれども、このコロナの関係で国の補助金の要件なども変わる可能性がかなり大きいということで、まずはしばらく様子を見たところなんですけれども、やはりこの事業者、函館バスなんですけれども、函館市内を含めてかなり乗客数が減って損益、収支としてかなり厳しいということで、今回については今年度については、見送らせていただきたいということで、4町で協議して了承したものです。ただし、バスについてはかなり老朽化しておりますので、これについては函館市内の路線バス含めて、車両繰りの中で対応していきたいという申し出がございました。

それと、光ファイバーの事業です。

これの一般財源で、2,413万5,000円というふうに記載されております。この時点での予算上は、一般財源ということで組んでおりますが、今後、地方創生臨時交付金の補助裏の地方にかかる部分が配分予定になります。これは、国の補助金の8割相当額の事業ですから、この事業は補助金の8割相当額が交付される事業ですから、2,400万円程度交付というふうに想定しております。ですから、一般財源としてはほとんど出ないというふうに想定しております。

それと普及率は、いま現在総務省が公表している普及率です。以上です。

○議長（又地信也君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田　宏君）　感染症対策の関係のマスクの値段についてのお尋ねでしたけれども、このたびの6万円の予算計上につきましては、この交付金です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の上限額の範囲内ですと10分の10交付ということで、上限額の6万円を予算計上させていただいております。その中で、マスクの現状の値段につきましては、ある程度下がってきているということでの認識で、カタログ等パンフレットを見ていますけれども、まだ実際には町内のほうの単価は若干高めかなというふうな認識をしております。実際の値段については、きちんとこれを買うというものはまだ決まっていないんですけれども、今後、状況を見ながら安心で安全で使えるようなマスクを多く買いたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　町長にお尋ねのエアコンの取付工事の予算額が妥当かという質問に対して、お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、市場での調達価格等の感覚からいたしますと、高いという思われる部分があるのかもしれませんが、予算を計上する上におきましては、公共工事として発注する以上、この金額につきましては予算額イコール発注額という形にはならないかとは思いますが、予算計上額は概算金額でありますが、妥当であるという判断をしております。以上でございます。

○議長（又地信也君）　1番　平野武志君。

○1番（平野武志君）　まず、バスの更新ですね、木村課長。最後のほうで、「かなり老朽化しています」とそこが心配なんですよ。そのあとの言葉ちょっと聞き取れなかったんですけれども、おそらく松前路線にはできるだけ新しいのを持ってくるというニュアンスだったのかなと聞いたんですけれども、それでいいのかって話ですよね。そっち側知らない、私達だけ安全をよこせという話にも聞こえかねない。我々この予算計上を皆さん納得した際には、当然ながらバスを更新する必要があるということで、予算計上していると思うんです。それを確かにコロナの影響で業績が悪化しているっていう、それはわかりますよ当然。バス業者だけじゃなくても全国全世界、我が町でも本当大変な業者が多い中、しかしこの安心安全を確保するっていうのとは別問題ですよね。そこをしっかりもう一度、いまの答弁だけじゃ不安ですので、業者としっかり確認して、更新しなくても今回は業績が悪化で更新できないとそこは理解しました。しかしながら、これまでと変わらず安心安全、事故なく故障なくやっていただけるんですねって確約をやはりいただきたいと思いますね。それいま返事無理でしょうから、後ほど確認の返事をいただきたいと思います。

それと、光がいま普及率がどこの発表かって我が町の調査じゃないというふうに聞いて取

れたんですけれども、今回の目的・趣旨から「町内における情報格差を解消する」という観点から、町調べでは今回の工事をすることによって、普及率は100になれるのかどうなのか、そこをもう一度再確認いたします。

マスクについては、安心安全のマスクをできるだけ多く買いたいということで、納得することにします。

最後の学校エアコン、町長に問いただしたんですけれども、なんで羽沢副町長が答えたのかわかりませんけれども、町長、もう1回町長の声聞きたいんですよ。先ほども言いましたね。これまで行政の予算措置に対して、一般人から考えるとちょっと考えられない金額になっているぞということをお互い懸命に問いただしてきた同僚だったと思っています。

その観点から、今回の予算計上について正直にどう思っているのか、あるいは高いなと当然思ったんでしょうから、低くもうちょっとできるような努力はしなかったのか。それをすることによって、今回のコロナの臨時交付金がもっともっと町内の町民のかたに支援策もできるでしょうし、町民の幸せにつながっていくと思うんですよ。決して子ども達にお金をいっぱいつぎ込むなという意味ではありませんから、そこだけはご理解いただいた中で、ひとことといただきたいと思います。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（木村春樹君）　平野議員の再質問にお答えいたします。

まず、車両更新に関することですが、先ほどの繰り返しになりますが、主に函館市内を路線として走行しているバスをこちらのほうに車両繰りで充ててくるということでの説明を受けています。木古内－松前線、函館から松前も然りなんですけれども、海岸部を走るのでかなり塩害で腐食なりがございます。それらの中で今回、車両更新をしていかなければならないということで、町としても支援を決めたわけですが、今回やはりコロナ禍の中で事業者としても事業運営がなかなか厳しいという中で、そのような判断に至ったというふうに捉えております。

したいがいまして、バス事業者としては安心安全というのは、最優先というのはこれ会社としての社是ですよね。会社としての第一優先順位だというふうに考えておりますので、改めて確認した上で今後の取り扱いにしていきたいというふうに思っています。

それと、普及率ですね。普及率については、原則100％にすると。日本全国100％にするということで今回、総務省が502億円の今年度の二次補正予算を組んでいます。木古内町もその補助金を活用した中で、民間事業者に国の補助金はいくんですけれども、木古内町が負担金を掲出した中で、整備していくということです。ただし、一部やはり例外はあると思うんです。延長がかなり長くて、ほぼ住むことに対して厳しいようなエリアとかもあると思うんです。それら含めて今後、民間事業者と協議しながら進めてまいります。以上です。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　平野議員のお尋ねにお答えいたします。

小学校・中学校における換気機能付エアコンの取付事業の件でございますが、議員おっしゃるとおり、これは約2年前私の議員の時に一般質問している内容でございました。いまも変わらずそこの信念、子ども達の健やかな成長のために環境を少しでも良くしたいというそういった信念のもとに、今回の事業を進めてきております。ただ、その中で地方創生臨時交付金、そして多少の一般財源、これは貴重な財源であると。それは、認識しております。

お金が財源が確保できたから事業をやるとか、そういった判断をしてはならないと思っています。

今回、皆様にこの議場で提案をさせていただくまでに、担当課と我々も含めて何度も何度も会議を開き、熟考に熟考を重ねました。その結果、導き出されたまず一つ、譲れない部分が換気機能付のエアコンだということです。現在、換気機能付のエアコンは、このメーカーのこの種類しかないということです。そこをまず前提に考えました。そして、次はいわゆる機能、そして教室のサイズです。私の政治の信念でいけば、できれば2基ずついれたいぐらいでした。そうすると、1億ぐらいいくんです。それで、より適切な事業を進める中で、教室とエアコンのサイズ、そういったものを何度も熟考して今回たどり着いたがこの金額でございます。確かに平野議員おっしゃるように、一般の量販店若しくはネットで買うとかなりのプライスダウンの商品もあります。ただ、この商品が新しい商品ですので、実際いまどの程度というのは私からは申し上げることはできませんが、先ほど副町長も説明させていただいたように、今回の公益事業として提示させてもらう中では、ある程度プライスダウンした金額で設計するわけではないんです。あくまでもオープン価格、定価の部分で金額を設定させていただいた、今回、議場で出させていただいた。ただ、コストの圧縮、無駄な財源は一切ないとそういった認識ですので、今回、事業を出させてもらう中でもできるだけ事業費を安くしよう安くしよう、その結果例えば小学校だと上にいわゆるエアコンの室外機を集中させたとか、集中させることによって電気工事が減ったり、様々そういったことを実行したわけでございます。ただ、貴重な財源でございますので、コストの見直し、そして適正な入札を行政としてはしっかりと心がけて､今回議員の皆さんから貴重なご意見をいただきました。

ただ、その中で小学校・中学校、子ども達に対する環境整備は納得する、その言葉は大変ありがたく思います。ただその一方で、行政の説明責任、しっかりと皆様に説明をして理解をして了解してもらう、そういった役割を今回皆さんからいただたいご指摘をもとに引き続き、適切な行政運営に努めてまいりたいとそのように思っておりますので、なんとかご理解いただければとそのように思っております。以上です。

○議長（又地信也君）　1番　平野武志君。

○1番（平野武志君）　3回目になりますので、最後になります。ちょっと質問聞き忘れていたのが1点あります。資料でいくと9ページになります。一般輸送事業者支援事業、これはコロナの状況で事業を大変になっている業者さんを支援すると。これまで様々な支援策というのは、重複しないようにやってきたと思うんですけれども、今回に関しては重複する事業者だと認識しております。そこで、我が町に1社しかないこの業種を絶対守るっていう観点なのか、その辺の根拠が少しわかりづらかったのでお聞きしたいのと、あるいはそういう根拠のもと支援するのであれば、この1台に付き10万円という金額が妥当なのか、本当にじゃあ支援40万円したけれども半年もったけれども、あと止めますよだったらこの支援する意味がないと思うので、本当に守るための支援するためにきんちと算出した金額なのかをあわせてご答弁いただきたいと思います。

あとエアコンですけれども、純粋に高いのか安いのかっていう話をしているだけじゃないんです。町長おっしゃるように、単純にじゃあ一般量販店で買えばどうなんだって、地元の業者に頼めばどうなんだってそういう低レベルな話しているわけじゃないんです。最初は冗談で言っていましたよ、一般量販店で買えば室外機設置代込みで1台、10万円で買えるぞっ

て、それを100台買ったって1,000万円だぞって、そういう話をしているわけじゃないんです。

それをもう一歩進んで、じゃあ我々の一般人の認識から小学校に設置するということは、どのぐらいの金額になるのだろうといろいろ調べてみたんです。そうしたら、ここ3年ぐらいで相当設置する学校が増えてきたという現状の中で、調べてみるとこの工事費込みで要は1台換算すると私調べでは、だいたい150万前後から高くても250万円くらいなんですね。最低だと150万円くらい、同じような学校規模ですから、木古内よりも人口多い小学校ですとおそらく付ける台数も多いから1台あたりの単価も安くなるものなのかわかりませんけれども、学校の形態も違いますから単純比較はできませんけれども、まずそのような金額でできると。高いなと思う反面、この我が町の予算を見たらそれよりも半分以下じゃないかと思ったのが正直な感想です。先ほど羽沢副町長言うように、鈴木町長も繰り返していましたけれども、最大限の予算を計上したんだと。もしかして、それで入札でどこまで下がるかわからないですよ、正直。しかしながらいま現在の予算としてみれば、木古内小学校が1台あたり単純計算で315万円、中学校に関しては350万円、これは私が調べたどこの自治体の設置の金額よりも相当高いです。先ほど言うように、換気機能を最新で出たばっかりなのを特に付けたいとこの取り組みも素晴らしいと思います。おそらく換気機能付で、相場で15万から20万ぐらい1台に付き、上がると思うんです。換気機能がないやつよりも。それでもそれ差し引いても小学校で約300万円、中学校で330万円っていう計算になるんです。だとしたら、普通にいろいろ調べた中で、この予算計上は高いと思うのが当たり前だと思うんですね。ですので、高いでしょうってなっているわけですよ、いま。それをじゃあ納得して可決するのか、あるいはその答弁、鈴木町長の思いを込めた答弁で、わかったよってなるのかそれは各議員の判断ですけれども、私はやはりもうちょっと精査してもう少し低い金額を勉強して、頑張って出すべきだったなと現状思っています。以上です。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（木村春樹君）　一般旅客自動車輸送事業者支援事業についての質問にお答えいたします。

まずは、経過と状況の認識について、説明させていただきます。

ハイタクについては、町としても準公共交通機関という位置付けの中で、やはり町民の足を守る機関の一つだというふうに位置付けております。この中で、実は国及び都道府県の支援については、ハイタク事業者についての支援というのがございませんでした。これら踏まえて、北海道運輸局の担当やあるいは函館ハイヤー協会の専任のかたが各自治体を回って要請に見えられました。木古内町にも見えられて、それらの状況を再確認して、さらに全道や全国のハイタクの支援状況について、確認させていただきました。それらを受けて、木古内町内1社でありますハイヤー会社のところに話を伺いにまいりました。その状況について、2月から30％から40数パーセントの売上減というような状況でございました。

一方で、実は運行を休止すれば国の持続化給付金50％減ということで受けられるんですけれども、そのような判断をしないで、町民の足を守っていくということでこの間、運行されていたということも改めて認識しております。

そしてまた、重複しているんじゃないかということだったんですけれども、私どもそのような状況の中で積算基準として車両台数ということで、選択させていただきました。この車両については4台、普通乗用が3台で、ワゴン車1台ということなので、4台分ということで認

識しております。1台、おおよそ年間でかかるコストが20万円ということでしたので、その半分を支援しようと。全額ということも考えたんですけれども、やはりそこは事業者も少しは汗かいていただくということも含めて、2分の1ということで考えました。このハイヤー事業者は法人ですから、もちろん町内の雇用ということも守っていただいております。そのようなことも勘案して、今回の事業提案になったということでございます。以上です。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

4番　吉田裕幸君。

○4番（吉田裕幸君）　4番　吉田です。

一般の16ページ、説明資料の12ページ、木古内町中小企業・企業経営支援資金のことで、この制度につきましては、大変使われた事業主さんのほうから評判が良いです。それと、私も聞いていたんですけれども、今回、5件の新規、これはたぶん今年度新しい人が300万円、そして1,500万円の追加ということで出てきていると思うんです。そして、今年度もう既に20件がもう申請してやっていると。そこで事業主さん、担当課にどのぐらいの使っているんだっていう説明をした時に、150の事業主が対象で、50件がこの制度に則って、いまやっていると。その50件の人達は、もう大変良いと。ただ、いま新型コロナの関係でこの制度に乗って店を改築したいという事業主さんがいるんですよ。だけれども、いまの状況の中でなかなか原資がないと。この制度というのは、払ったあとに補助金が配付される、やったあとに補助金がやれるということで、いまの制度でいけばそれしかないんですよね。私もその説明しかできなかったですよ。そういう対応の中で100件の中に、たぶんやれない人がいまいるんですよね。その辺を制度だからこれどうしようもない話なんですけれども、担当課としてその辺どういうふうに踏まえているのか、いまこの制度に対してどういうふうな対応を取れるのか、その辺の説明をお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（又地信也君）　産業経済課長。

○産業経済課長（片桐一路君）　平成30年度からこの2年半ですか、実施してきました。

当初の約束事としまして、基金に1億5,000万円積みまして、年間3,000万円ずつ5年間、基金から崩しまして、補助金の財源に充当させていただいたところでございます。

おかげさまで商工事業者のほうからは、大変好評を得ておりまして、年間3,000万円では充足できずに、初年度4,800万円で2年目で4,200万円とわずか2か年で9,000万円も要しております。

今年度につきましても、年間3,000万円で予算組みましたけれども、既に20件の申請を受け付けておりまして、残り半年間を考えた場合、やはり補助金額の不足が想定されるということもありまして、今回補正予算をお願いすることでございます。

今回、1,500万円補正をしますと基金残高が残り1,500万円になります。当初の約束事としまして、基金に積む1億5,000万円は5年間の期間、当該年度の財源が不足した場合については、前倒しで補正をしまして取り組むこととしておりました。

また、財源がなくなり次第、本制度については終了したいという話もしておりました。本来であれば、次年度1,500万円の予算を組みまして、基金残高がなくなり次第、本事業は終了となるところなんですけれども、先ほど吉田議員言われた話も我々も状況として声として聞いておりましたので、町としましては次年度も予算編成までの間に町のスタンスを決めまして、商工事業者と意見交換を行いながら事業の可否はもちろんのこと、2年半にわたる事

業の効果なども検証した上で、万一継続することとなった場合については、財源の考え方や事業の規模も一定程度縮小するということも十分精査をした上で、議会のほうにでもお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（又地信也君）　4番　吉田裕幸君。

○4番（吉田裕幸君）　いま担当課長のほうから素晴らしい答弁いただきました。

これ議会と提案して、そしてできた中小企業の支援策、いま本当にコロナの対策で町場の事業者さんは、大変な思いをしています。これやはりそういう事業者さんを守る、これは一番大事なことだと思うんです、私も。そして、いま資金がないっても、いつかもし5年って決めましたよね。だけれども、5年だけれどもそういう人達を守る、そしてそれが人口減になる、倒産してしまったらどこかにいなくなってしまうということを考えた場合、そういう弱い事業主さんも助ける意味でも考えていただきたい。それは、財源も伴いますので一概には言えませんけれども、そこら辺の判断もきちんとしていただきまして今後の継続、そして前町長のそしていまもう町長代わりましたから、今度鈴木町長がその指揮をとっていくという形になりますので､その辺ぜひ商工のこの事業主さん達には好評だということであります。

ぜひ助けていただく意味でも次年度へ向けて考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　廣瀬です。

私のほうからも小中学校換気機能付エアコン取付事業に関して、ちょっと疑問に思ったことですが、金額に関しては先ほど町長の答弁である程度納得いたしました。

私のほうから違う観点でちょっと疑問に思ったのが、設置場所っていう部分で、小学校10室、木古内中学校が計7室と。この中に音楽室っていうのが入っていないなという。密集密接、人集うところで、マスク外すとやはり声出すところは、音楽室もあるかなと。また、結構ブラスバンドのかた活躍しているので、練習する際にもマスクは当然しないっていう部分があるのかなと思っているところもあります。そこで、この設置場所の選定にあって、もちろん行政、教育委員会、小中学校と協議の上だと思うんですけれども、そこには音楽室とかそういうのはいろんな部分で協議に入って、ここは必要ないねとかっていう部分で行ってきたと思うんですけれども、その辺ちょっとそういうプロセスとかあるのでしたら教えていただきたいなと思います。

○議長（又地信也君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（西山敬二君）　ただいま、廣瀬議員からお尋ねありました質問に対してお答えいたします。

今回、音楽室については計画の中には入ってございません。今回、エアコンを設置するにあたり、やはり教育委員会の現場として学校からはコロナ感染者を出したくない、そのためにどんな取り組みが必要かっていうのをいままでもいろいろ協議して、今日に至っているところです。その中で最低限の換気機能、いま学校における新しい生活様式ということで、いま現在も手指消毒であったり換気であったり、ソーシャルディスタンスを保ったり、暑い中でも子ども達はマスク着用して授業のほうを行っていただいております。そういう中で、最低限普通教室、あと特別支援学級、何かあった時の保健室というところでの協議でしかござ

いませんでした。今回、その音楽室っていう部分については、今回の協議では入っていないということで、了解いただければと思います。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　これに関しては、学校サイドからの例えば要望とかっていうのはあったんですか。

○議長（又地信也君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（西山敬二君）　今回のコロナ禍において、エアコンの設置云々ということではなく、毎年各学校と予算のヒアリングを教育委員会と行っております。その中で、例年気温であったり湿度であったりっていう部分が上昇する中、エアコンの設置っていうのはどうでしょうっていう話は必ず出てきます。ただやはり、振興計画であったり個別の施設整備計画等の計画に準じていくとエアコンの設置っていう部分については、予算等の計上というのは組み込んでいないというのもあって、これまではそういった形でうちとのヒアリングの中で、予算計上というところはいたしてきませんでした。

今回、あくまでも教育委員会として学校ともいろいろ協議する中で、今回換気機能付っていう部分を重要視して、エアコンの設置っていうのを学校とも協議した中では、どちらかというとうちのほうからの条件を提出する中で、学校のほうで聞いていただいていたっていう流れで終わっているかなというふうに理解しております。

○議長（又地信也君）　8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　わかりました。学校サイドというよりもこちらのサイドからの設置という観点から、今回これに選定したという認識でいいですね。わかりました。

○議長（又地信也君）　ほかに。

9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　資料の12ページ、中小企業の支援補助の関係、この事業を作ったっていうか基金化した時の背景っていうのあるんですよね。ですから、そういう部分を考えると確かに同僚議員からこの制度は人気があるからやはり増額なり継続っていうのは、私はこんなって言い方悪いですけれども、こんなにおいしい例えば制度なんて私はないと思っている。

絶対あれば飛びつく事業です。ですから、私はやはり課長が今後、予算編成に向けての要検討するっていうそういう発言もあったんだけれども、これはやはり慎重にいかないと議会だって「ああ、そうですか」っていうわけにはいかない。背景あるわけだから。

そして、前からこの補助金の資料見て思っているんだけれども、例えば事業費と補助対象事業費、若干の格差があるんですよ。この格差のこの金額っていう予算が何なのかっていうのがちょっと。例えば製造業の備品購入であれば、そのまま10分の10、100％いっているけれども、他の場合の備品だとか店舗の改修含めた部分で、これ差がどういうあれなのかっていう部分ちょっと確認しておきます。

それから、前段同僚議員も議論したマスクの関係、これマスクの関係は町長、これは一般質問でも例えばコロナ禍の中での行政の取り組み。そして、そのことで効率の良い例えばお金の使い方、これをやはりこれからしていくべきだと。このあと出てくる介護のほうでも同様の予算計上している。個々のそれぞれの課がまちまちの発注でなくて、町が一括例えば年間マスクであれば5万必要だってなったら、5万一括発注してそれぞれの担当するところに。

例えば制度で、補助制度に乗っかってあれするからっていうならいいけれども、あくまで

も交付金だけでしょう。だから、そういうあれがなければ、そしていろんなところに一括発注することによって、例えば良いものが安く入るっていうことになるわけだから、私はそういうのにもっと知恵を使っていいのかなっていうふうに思っています。

○議長（又地信也君）　産業経済課長。

○産業経済課長（片桐一路君）　ただいまの竹田議員のご質問にお答えをします。

まず、この事業費でございますが、こちらはあくまでも事業者のほうから出された金額でございます。さらに、対象事業費というのは、基本的にはそれからうちの例えば事業費がありまして、そこから補助対象事業費というものが基本的には300万を超える事業費。要は、その2分の1なので倍の600万の事業費、これが補助対象事業費となります。それの半分ということで、補助金の交付金額ということになります。以上です。

○議長（又地信也君）　産業経済課長。

○産業経済課長（片桐一路君）　まず、事業費が申請額になります。要は、例えば重機を買う場合については、例えば買うお金、要は事業費になります、事業費。その中に、税込みの金額もちろんありまして、税込みの金額と補助対象経費が別にあります。その補助対象経費のうちの半分が補助金額ということになるんですけれども、消費税については基本的には補助対象経費に入りませんので、そこの分は抜いております。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　そうすれば、この差が税だっていう捉え方ですか。消費税が事業費と補助対象事業費の差が税だってこと。違うでしょう。だから、なぜなんだって聞いているんだから全部でないとかって言うのでなくて、例えば1番目のほうはこれは税ですよって言うのか、例えば2番目の飲食業のかたについては、これも税ですよって言うのか、なんかさっぱりわからない。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　事業費と補助対象事業費のこの差について、お答えいたします。

例えば、1番上のＷＥＢショップ開設等をご覧ください。事業費が404万8,000円で、補助対象経費が338万円と。交付要綱の中にある対象とならないものも含まれた形での事業費として申請されてきますので、例えばすぐ販売しちゃうものですとかそれらのものは、この交付要綱の中で補助対象、補助対象外と区分されますので、事業を行う事業者はあくまでも一つの事業として申請してきますが、その中ではそのように区分されますので、そこで差が出てきます。さらに先ほど言った消費税につきましても、課税業者と非課税業者によっては、消費税を含んだ形のもの、含まない形での補助対象というふうになりますので、そこで差異も出てくるということでご理解ください。以上です。

○議長（又地信也君）　9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　だいたい理解はするものの、それであればこの資料の作り方ももうちょっと工夫すればいいでしょう。なんか差が税もあればいろんな業種だとかその中で、いろいろ個々にじゃあバラツキがあるわけだ。あるんだったらある、これはこれこれだからってばつっと例えば答弁できるようなそういうやはり資料にすべきだろうと思っています。

それとやはり、学校のエアコンの部分については、なんとなくいまのもらった資料等だけではなかなか我々やはり理解しづらい。単純に例えばこれがエアコン、学校だからっていう部分で、私はこれだめだっていうことではなくて、やはり単価含めた部分で、一般的に例え

ばエアコン付けるのに300万円も出して学校に付けて、例えば一般町民にそういう話をして、小学校換気型の特殊なエアコンだから1台300万円もかかるんだっていうようなことをあれして、ああそうかっていうふうになりますか。私は、やはりマックスで予算計上しているっていうのもどうも、もう少し精査をした上で見積もりなり積算を精査して、もっと予算を圧縮しなければならない。これは、午前中の一般質問で言っている部分はそこなんです。実際のパイが大きくなれば一般財源も同じく金額増えるわけだ。予算が通ってしまえばそれこそ予算どおり発注して何も問題もないわけだ、もっとやはり工夫なり知恵を絞るような部分の場面がなければだめだろうと思うんですよね。私は、やはり今回の資料だけではもうちょっと議論が必要なのかなっていうふうに思いますので、これ皆さんどういう判断をするのかわからない。私は、やはり最終日までもう少し資料含めた部分で、議論していいのかなっていうふうに思うんですけれども、その辺どうでしょう。

○議長（又地信也君）　ほかに。

3番　東出洋一君。

○3番（東出洋一君）　いま学校に関するエアコンのことで、いろいろと議論されているんですけれども、私自身は午前中の一般質問にもあったように、やはり木古内町の将来を担う子ども達のために設置するわけだから、私は何とかここはとおしてあげたいなというふうに私思っているんですけれども、なかなかこの予算をとおすまでには、難産を要するんだろうなと。それで、そこで一つ聞きたいのは、これどうなんでしょうか。入札依頼する時に最低価格を設定して入札にかけるものなのか、私ちょっと入札制度その辺わからないんですけれども、これはどういうふうな形をとっていこうとしているのかな。でないと、高いのでないのか安いのでないのかという議論に。ただ、この数字から見れば10台付けて、1台そうしたらいくらいくらなんだなと。それをじゃあとてもじゃないけれども高いだろうなという議論ともなるんだけれども、ただあなた達の中で話を聞いていれば、最低価格も付けられないのではないのかなという私そんな気もするんですよ。だから、その辺入札かける時のここは入札の最高責任者は羽沢副町長ですよね。これは、副町長のほうからお伺いしたいと思う。

それから今回、健康管理センター、そしてこのたびは学校と教育、それから保健の施設、いろいろ付けてきたんですけれども、日本国中がいまこうやって毎日猛暑猛暑と騒ぐ中で、やはり北海道も気温が高くなってきていますので、これからどんな施設でもエアコンが必要になってくる時代なのかなと私このように思っているんですけれども、行政側でこの辺については、保健・医療・福祉、病院は付いていますよね。老健はどうでしたか、付いている。

であれば、医療・保健、それから教育現場、そういうところである程度充足されてきそうな感じなんだけれども、いまのこの温暖化に対して、またこれからの次年度辺りも高くなると思うんですけれども、エアコンの設置ということに関して、どのような考え方をもっているのかこの辺は町長にお伺いしたいと思います。

○議長（又地信也君）　エアコンの何を聞きたいんですか。

3番　東出洋一君。

○3番（東出洋一君）　まだいろんな施設がある中で、これからもエアコンを充足していく施設があるのかどうなのか、その辺について。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（鈴木慎也君）　東出議員のお尋ねにお答えいたします。

各議員それぞれ町の公共施設におけるエアコンの状況というのは、だいたい把握されていることかとは思うんですが、いま一度確認させていただきますと、国保病院は一施設入っております。道の駅も一施設としてカウントして入っております。あと、ゆうなぎ館2基、学童クラブ1基、特養いさりび13基、公民館15基、スポーツセンター7基、あとはその他の目的でサーバー室・パソコン等で役場、健康管理センター、小学校、浄水場、消防とそれぞれ事務室系、パソコン系で入っております。これは、2年前に一般質問した際に私も行政といろいろやり取りをして、確認したものでございます。その時にエアコンのまずあり方、まず優先すべきは避難場所であろうということで、今日に至るまで2年前の一般質問から避難所、公民館、スポーツセンター等に設置されてきました。これは、私の政策だけではなくて、現に2年前から木古内町役場として避難場所にエアコンは設置してきています。

今回、コロナという状況、そして私自身の子ども達によりよい良い環境で教育してほしいとそういったタイミングだったり、状況の変化がございましたので、小学校・中学校に設置させていただいたと。基本的には先ほど廣瀬議員も言いましたが、できることなら全部付けたいんですよ。音楽室だって付けたいですし、図書室だって付けたいですし、皆さん暑そうに団扇でやっていますので、議場にも付けたい。ただ、我々は我々のことだけではなくて、町民、避難している人、子ども、高齢者をまず優先的に必要な貴重な財源を使ってやろうじゃないかとたぶんそういった思いを皆さんも理解してくれると思うんです。ですので、東出議員おっしゃったように、まずいままでの町のエアコン設置状況がそういったことでございますが、今後例えば保育園まで付いたら次順次、どういった施設、どういった使い方がより多く皆さんが喜んでもらえるのかとか、様々なことを考えながら事業を進めていきたい。議員の皆様にいろいろ相談させてもらいながら、方向性を決めていきたいとそのように現段階では思っております。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　小中学校の換気機能付エアコン取付工事の最低価格の設定についてのご質問にお答えいたします。

予算を執行する上では、このあと今後の流れといたしますと、まずは実施設計というものを行います。そうした上で、それをもとに指名委員会で工事内容ですとか、または基準に基づいて判断してまいると、最低価格の設定等についてもその指名委員会の中で、一つひとつ判断していくという形になります。以上でございます。

○議長（又地信也君）　ほかに。

6番　新井田昭男君。

○6番（新井田昭男君）　様々なちょっと議論が出ています。個人的には、この事業に関しては、私は賛成でございます。ただ、当初のヨーイドンの中で資料説明がちょっと個人的に言うとあまり理解できるような状況でなかったということで、町長の答弁も先ほどいまも非常に熱弁されて、そういう思いは非常に伝わってきます。町長が前におっしゃった答弁の中で、この価格設定はオープン価格だと。基本的に精度的なものからいくと皆さん各議員は、もうちょっと先ほど平野議員も言われたように、もうちょっとやはり精度をもったやり方もあるんじゃないのっていうようなことだったんだけれども、いわゆる簡単に言うとオープン的なものであれば当然、余剰が出てくるっていうようなこともいわゆる減額補正もまたこれありということもまたあるわけです。そういう部分でいけば、いまの段階ではこうなんだけれど

も、そういう可能性もあると。必ずやあるというよりも、そういう部分が出てくるんだという私は理解しているんだけれども､そういう部分でいくといろいろ議論はあるんだけれども、まず予算はやはり個人的にはとおすべきだなっていうようなちょっと思いはあります。

あとは、だめだとか良いとかっていうのは各議員さんのいろいろ思いはあるんだろうけれども、いまいまの状況でいくと私は町長の思いもわかるし、いわゆる補正のテクニック的な部分もわからないわけでもないんだけれども、そういう部分を加味していくと個人的には高いんじゃない、もうちょっと圧縮できたんじゃないっていうようなこともあるけれども、それは入札の段階でいろいろまた金額がどうなるかっていう部分、下がっても上がることはないと思うんだけれども､そういうことを思うといまいま町長の思いも伝わってきましたので、私はそんなふうに思いました。答弁いりません。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号　令和2年度木古内町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号　令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号　令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号　令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

15時30分まで、休憩をいたします。

休憩　　午後3時18分

再開　　午後3時30分

議案第4号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13　議案第4号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　ただいま上程となりました、議案第4号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供に関し、北海道からの要請に基づき、入院患者を受け入れたことにより、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医業分）を財源に、一人20万円の慰労金が支給されるものです。

収入は、第1款　病院事業収益の既決予定額　14億994万5,000円に2,660万円を追加し、14億3,6545,000円とするものです。

支出は、第1款　病院事業費用の既決予定額　14億8,120万3,000円に2,660万円を追加し、

15億780万3,000円とするものです。

それでは詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款　病院事業費用、3項　特別損失、2目・節　その他特別損失で2,660万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金です。

慰労金の対象者は133名で、内訳は医師7名、看護師63名、医療技術者17名、看護助手10名、事務員17名、運転手など8名、及び給食などの委託業者11名となっております。

次に、収益的収入を説明します。

5ページをお開き願います。

1款　病院事業収益、3項　特別収益、2目・節　その他特別利益　2,660万円の追加は、収益的支出で説明をしました、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に充当する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金です。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号　令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）

○議長（又地信也君）　日程第14　議案第5号　令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　ただいま上程となりました、議案第5号　令和2年度　令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出　第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

補正の内容は、施設で働く全ての職員への慰労金及び感染症対策に伴う費用が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により交付されることから、補正するものです。

収入は、第1款　特別養護老人ホーム事業収益に719万2,000円を追加し、補正後の予定額を4億4,199万1,000円とし、第2款　通所リハビリテーション事業収益に198万9,000円を追加し、補正後の予定額を8,897万2,000円とするものです。

支出は、第1款　特別養護老人ホーム事業費用に719万2,000円を追加し、補正後の予定額を5億3,300万3,000円とし、第2款　通所リハビリテーション事業費用に200万円を追加し、補正後の予定額を8,185万4,000円とするものです。

詳細につきまして、支出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

あわせて資料番号1、議案説明資料の21ページもお開き願います。

1款　特別養護老人ホーム事業費用、1項　事業費用、3目　経費、節　消耗品費は、感染症対策費用として339万2,000円、3項　特別損失、2目・節　その他特別損失は、施設で働く介護職員等の慰労金として380万円を追加補正するものです。

10ページをお開き願います。

2款　通所リハビリテーション事業費用、1項　事業費用、4目　経費、節　消耗品費は、感染症対策費用として95万円、2項　特別損失、1目・節　その他特別損失は、施設で働く介護職員等の慰労金として105万円を追加補正するものです。

次に、収入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款　特別養護老人ホーム事業収益、1項　事業収益、4目・節　その他事業収益　339万2,000円、3項　特別利益、2目・節　その他特別利益　380万円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を追加補正するものです。

8ページをお開き願います。

2款　通所リハビリテーション事業収益、1項　事業収益、3目・節　その他事業収益　93万9,000円、3項　特別利益、1目・節　その他特別利益　105万円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金です。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号　令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号　令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（又地信也君）　日程第15　議案第6号　令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（羽沢裕一君）　ただいま上程となりました、議案第6号　令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,600万8,000円とするものです。

それでは、歳出より説明を行います。

8ページをお開き願います。

2款・1項　保険給付費、1目　介護サービス等給付費は、国から交付される現年度分調整交付金及び介護保険災害等臨時特例交付金の財源振替です。

9ページをお開き願います。

3款・1項　地域支援事業費、2目　包括的支援事業・任意事業費、10節　需用費　14万8,000円は、木古内町地域包括支援センターにおいて、新型コロナウイルス感染症を予防するための対策を行った上でサービス提供を行うため、感染症対策に要する衛生用品等の物品を購入するための追加補正です。

議案説明資料の10ページに、事業の趣旨等を記載してございますので、ご参照願います。

それでは、10ページをお開き願います。

5款　諸支出金、1項　償還金及び還付加算金、1目　第1号被保険者保険料、22節　償還金利子及び割引料　40万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による前年度減免分を還付するための追加補正です。

2目　償還金、22節　償還金利子及び割引料　380万7,000円は、前年度の低所得者保険料軽減負担金、介護給付費負担金、介護給付費交付金、地域支援事業交付金について、国・道・支払基金への返還金が生じたための追加補正です。

11ページをお開き願います。

6款・1項・1目・29節　予備費　1,381万1,000円は、平成31年度決算繰越金の確定による追加補正です。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

1款　保険料、1項　介護保険料、1目　第1号被保険者保険料、1節　現年分保険料　244万6,000円の減額ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった被保険者の保険料減免による減額補正です。

4款　国庫支出金、1項　国庫負担金、1目　介護給付費負担金、2節　過年度分　71万8,000円は、介護給付費負担金精算分が追加交付となったための追加補正です。

2項　国庫補助金、1目　調整交付金、1節　現年度分調整交付金　113万9,000円、及び6目・1節　介護保険災害等臨時特例補助金　170万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった被保険者の保険料減免分に対する特別調整交付金が措置されたための追加補正です。

6款　道支出金、2項　道補助金、3目・1節　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金　14万8,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加補正です。

7ページをお開き願います。

8款・1項・1目・1節　繰越金　1,690万円の追加は、平成31年度決算繰越金の確定による追加補正です。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号　令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号　木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について

○議長（又地信也君）　日程第16　議案第8号　木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程となりました、議案第8号　木古内町議会議員及び木古

内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの条例制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6か月を経過した日の同年12月12日から施行されることに伴い、町が条例を定めることにより選挙公営を実施できることから条例を制定するものです。

改正内容や詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（又地信也君）　詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福田伸一君）　それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、町の選挙における立候補に係る環境の改善のため、町議会議員選挙及び町長選挙においても、選挙公営の対象を拡大することとあわせまして、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的としてございます。

条例のほうをご覧ください。

第1条は目的でございます。自動車、ビラ、ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることとしてございます。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車について、第6条から第8条は、選挙運動用ビラについて、第9条から第11条は、選挙運動用ポスターについて、それぞれ公費負担の対象、限度額、契約締結の届出等について定めてございます。

附則といたしまして、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしてございます。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号　木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号　木古内町特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（又地信也君）　日程第17　議案第9号　木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程となりました、議案第9号　木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、子ども・子育て支援法が本年6月10日に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料、資料番号1の22ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。以上でございます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号　木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について

○議長（又地信也君）　日程第18　議案第10号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程となりました、議案第10号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の一部変更は、各組合を構成する団体のうち、「山越郡衛生処理組合」及び、「奈井江、浦臼町学校給食組合」が脱退したことにより、規約別表の変更を行うものでございます。

議案説明資料、資料番号1の23ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について

○議長（又地信也君）　日程第19　議案第11号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程となりました、議案第11号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の一部変更は、各組合を構成する団体のうち、「山越郡衛生処理組合」及び、「奈井江、浦臼町学校給食組合」、「札幌広域圏組合」が脱退したことにより、規約別表第1の変更を行うものでございます。

議案説明資料、資料番号1の24ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第20　議案第12号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第12号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

こちらの規約の一部変更につきましても、議案第11号と同じく、規約の変更を行うもので、「札幌広域圏組合」及び、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」が脱退したことにより、規約別表第1並びに別表第2の変更を行うものでございます。

議案説明資料、資料番号1の25ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後3時57分
再開　　午後4時02分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
町長。
○町長（鈴木慎也君）　訂正させていただきます。
議案第12号の地方自治法第286条第1項の規程による総務大臣ではなく、「北海道知事の許可の日から施行するとしております。」に訂正いたします。
○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第12号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号　木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（又地信也君）　日程第21　議案第13号　木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程になりました、議案第13号　木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
本計画の新旧対照表につきましては、資料番号1　議案説明資料の26ページに添付しておりますので、ご参照願います。
改正内容につきましては、これまでの計画に、高度無線環境整備推進事業を追加することで、過疎対策事業債の充当を可能とするものです。
また、本計画の変更につきましては、令和2年8月18日付で北海道知事より「異議がない」旨の回答をいただいております。
なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご

審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（木村春樹君）　まちづくり新幹線課の木村です。

このたびの変更は、補正予算に計上されました高度無線環境整備推進事業について、過疎対策事業債を充当するための要件として、計画に追加するものです。

資料番号1　議案説明資料の26ページをご覧ください。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画中区分、3.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、29ページ（3）計画について、表頭　活性化施策区分欄に交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に、事業名（施設名）欄、(6) 電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設として、事業内容欄に高度無線環境整備推進事業を追加するものです。事業主体は、通信事業者となります。以上です。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号　木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命について

○議長（又地信也君）　日程第22　同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程になりました、同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページに、資料を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

このたび、木古内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める竹田光伸氏は、昭和62年に日本菓子専門学校を卒業された後、本州での製菓店勤務を経て、現在は、有限会社末広庵の代表取締役社長を務められております。

平成11年4月より13年6か月にわたり、木古内町公民館運営審議会委員並びに木古内町社会教育委員を歴任され、平成24年10月からは、木古内町教育委員会委員として2期8年、当町の教育推進に貢献されております。

また、これまでもＰＴＡ活動を中心に、大変教育熱心なかたでございます。

地域では、木古内商工会青年部副部長や、木古内町青年団体連絡協議会副会長を努めるなど、人望の厚いかたであるほか、人格高潔でありますことからも、教育委員の適任者であり、今後における当町の教育推進に貢献していただけるものと確信しております。

以上、提案理由といたしますので、ご審議を賜りまして、満場一致でご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号　木古内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（又地信也君）　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（又地信也君）　日程第23　同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君）　ただいま上程になりました、同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、資料を添付しておりますのでご参照願います。

このたびの木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める蠣崎光憲氏は、昭和40年3月に北海道江差高等学校を卒業後、昭和41年2月に郵政省職員となられ、湯

ノ里郵便局を振り出しに道南各地の郵便局に勤務され、平成4年7月木古内郵便局副局長、平成7年6月黒岩郵便局長、平成12年6月から約10年間木古内郵便局長として勤務され、平成22年3月に郵便局株式会社木古内郵便局を定年退職されたのち、平成26年の10月から現在まで2期6年間にわたり、当委員会委員としてご活躍をされております。

長年にわたる郵便局職員としての経験、さらには、委員としての6年間の知識と経験を生かして、引き続き委員の職責を果たしていただけるものと確信をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

ご審議の上、満場一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号　木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

認定第1号から認定第10号(平成31年度各会計決算)

○議長(又地信也君) 日程第24　認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは、朗読いたします。

日程第24　認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定について、日程第25　認定第2号　平成31年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第26　認定第3号　平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第27　認定第4号　平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第28　認定第5号　平成31年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について、日程第29　認定第6号　平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について、日程第30　認定第7号　平成31年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第31　認定第8号　平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第32　認定第9号　平成31年度

木古内町下水道事業特別会計決算認定について、日程第33　認定第10号　平成31年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定についてです。以上です。

○議長（又地信也君）　以上、認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件については関連がありますので、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました10件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成31年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び監査委員の新井田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議ないものと認め、ただいま一括議題としました10件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成31年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び監査委員の新井田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、ここに審査することに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、平成31年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議ないものと認め、平成31年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定いたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後4時18分

再開　　午後4時32分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成31年度木古内町決算審査特別委員会が開催されました。委員長及び副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

平成31年度木古内町決算審査特別委員会委員長に3番　東出洋一君、副委員長に8番　廣瀬雅一君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

休　　会　　の　　宣　　告

○議長（又地信也君）　お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成31年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認めます。

よって、平成31年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

皆様、どうもご苦労様でした。

（　午後4時34分　休会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月11日

木古内町議会議長　　又地信也

署名議員　　東出洋一

署名議員　　吉田裕幸

令和２年９月１８日（金）第２号

○　開会日時　　令和２年９月１８日（金曜日）午前１０時００分
○　閉会日時　　令和２年９月１８日（金曜日）午前１０時４２分

・出席議員（９名）

１番	平野武志		６番	新井田昭男
３番	東出洋一		７番	相澤　巧
４番	吉田裕幸		８番	廣瀬雅一
５番	安齋　彰	副議長	９番	竹田　努
		議長	１０番	又地信也

・欠席議員（１名）

２番　手塚昌宏

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	福田伸一
税務課長	幅崎英樹
会計管理者	幅崎英樹
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	吉田　宏
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山　進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口　学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東　誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	西山敬二
給食センター長	西山敬二
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿﨑重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺　泰幸

令和２年第３回木古内町議会定例会議事日程

第２号　令和２年９月１８日（金）　　午前１０時００分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		議会運営委員会報告
4		平成３１年度木古内町決算審査特別委員会報告
5	議案　第14号	令和２年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）
6	発議案 第１号	議会閉会中の所管事務調査について
7	意見書案第１号	松前半島道路の整備促進を求める意見書
8	意見書案第２号	国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書
9	意見書案第３号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書
10		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

（　午前10時00分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　ただいまから9月11日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

2番　手塚昌宏さんから欠席の届け出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

5番　安齋　彰君、6番　新井田昭男君。以上、2名を指名いたします。

議　　長　　諸　　報　　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

議　会　運　営　委　員　会　報　告

○議長（又地信也君）　日程第3　議会運営委員会報告。

議会運営委員会副委員長より、議会運営に関する件について報告を求めます。

議会運営委員会　副委員長　4番　吉田裕幸君。

○4番（吉田裕幸君）　ただいま議長からご報告ありましたとおり、議会運営委員会　委員長手塚昌宏委員長が欠席でありますので、代読し報告をさせていただきます。

令和2年9月18日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長手塚昌宏。

議会運営委員会報告書。

令和2年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記　1.会議開催状況につきましては、下記のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

2.令和2年第3回木古内町議会定例会の追加議案について。

(1)議案第14号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号)。

以上、1件を今定例会に案件として追加することとする。よろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君)　ただいまの議会運営委員会副委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、報告を終了いたします。

平成31年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長(又地信也君)　日程第4　平成31年度木古内町決算審査特別委員会報告。

令和2年9月11日開催の令和2年第3回木古内町議会定例会において設置されました、平成31年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

平成31年度木古内町決算審査特別委員会　委員長　3番　東出洋一君。

○3番(東出洋一君)　3番　東出洋一です。

令和2年9月18日　木古内町議会議長　又地信也様。平成31年度木古内町決算審査特別委員会委員長　東出洋一。

平成31年度木古内町決算審査特別委員会報告書。

令和2年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1.会議開催状況については、表記のとおりでございます。

2.審査事項。

認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定について、以下9件でございます。

3.審査結果。

認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定のほか9件について慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

4.審査所見。

平成31年度各会計決算の中で、一般会計については、実質収支　5,881万4,000円の黒字となっている。

自主財源である町税及び各種使用料等の収納率については、鋭意努力された結果、前年度より高い収納率となっていることに関し、高く評価するものである。今後も収納率向上に向け、引き続き努力されるよう期待する。

防災対策については、全国的に災害が発生しており、行政として町民の生命財産を守るため、防災・減災を重視し、当町の地理的条件に合った防災計画の策定を進めるべきである。

また、備蓄品の確認・補充はもとより、収納場所等についても再考すべきである。

各種補助金については、長期にわたり支出している事業もあるが、費用対効果が結果として見えてこない事業も見受けられる。いま一度、関係機関と十分に協議をし、将来的に効果のある事業展開を図っていくべきである。

令和2年2月に発生したコロナウイルス感染症の影響もあり、各事業においては、例年より

多くの不用額が発生している。その中で、不用額に対する説明不足・資料不足等が見受けられる課もあり、大変遺憾に感じる。今後は、事業効果や検証等についても説明を求めるとともに、わかりやすい丁寧な説明を望む。以上でございます。

○議長(又地信也君)　平成31年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の新井田議員を除く8名の全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件につきましては、平成31年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　異議ないものと認めます。

よって、認定第1号　平成31年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件につきましては、平成31年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第14号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

○議長(又地信也君)　日程第5　議案第14号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君)　おはようございます。

ただいま上程となりました、議案第14号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正内容は、新型コロナウイルス感染症への感染対策に伴う入院患者数の減少、及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施によるものです。

それでは、1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算で定めた、業務の予定量の年間患者数のうち、入院延患者の既決予定量を1万9,710人から6,935人減らし、1万2,775人とするものです。

第3条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入は、第1款　病院事業収益の既決予定額　14億3,654万5,000円から2,522万4,000円を減額し、14億1,132万1,000円とするものです。

支出は、第1款　病院事業費用の既決予定額　15億780万3,000円から1,280万3,000円を減額し、14億9,500万円とするものです。

第4条は、本年度予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入は、第1款　資本的収入の既決予定額　1億2,504万9,000円に1億3,567万3,000円を追

加し、2億6,072万2,000円とするものです。

支出は、第1款　資本的支出の既決予定額　2億2,114万7,000円に1億3,567万3,000円を追加し、3億5,682万円とするものです。

第5条は、本年度予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額　1億4,379万円を、材料費の減額に伴い1億3,242万5,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

第6条は、本年度予算第9条に定めた、重要な資産の取得として、超音波画像診断装置などの機械器具備品を追加するものです。

なお、詳細につきましては、病院事業事務局長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　病院事業事務局長。

○病院事業事務局長（平野弘輝君）　おはようございます。

それでは、議案第14号について、詳細説明を申し上げます。

収益的支出よりご説明いたします。

議案9ページをお開きください。

1款　病院事業費用、1項、医業費用、2目　材料費、節　薬品費　1,140万1,000円の減額は、入院患者数に減少に伴うものです。

診療材料費　3万6,000円の追加は、入院患者減少に伴うものとして、1,260万1,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来などで看護師が着用するエプロンやマスクなどを購入する費用として、1,263万7,000円を追加するものです。

医療用消耗備品費　355万2,000円の追加は、疑い患者の病室専用として使用する聴診器や血圧計、発熱外来緊急処置室、救急室に新型コロナウイルスが除去できるフィルター付きのパーティション等を設置する費用です。

3目　経費、節　消耗品　223万2,000円の追加は、消毒液やビニールカーテン等の感染対策に要する費用です。

消耗備品費　266万円の追加は、感染対策として増設するＰＨＳ電話やＷｅｂ会議で使用するパソコンやタブレット等に要する費用です。

委託料　988万2,000円の減額は、入院患者の減少に伴う給食業務委託料分です。

続いて、収入をご説明いたします。

8ページをお開きください。

1款　病院事業収益、1項　医業収益、1目・節　入院収益　2億805万円の減額は、3月以降新型コロナウイルス感染症対策として、病室の使用を個室対応としたため、当初予算で計上した1日あたり54人の入院患者を総病室数の35人としたことによるものです。

2項　医業外収益、8目　補助金、節　道費補助金　1億8,282万6,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の医療分交付金です。

事業ごとの内訳は、説明欄へ記載のとおりですが、各事業の概要については、資料番号5の資料でご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

感染症病床確保促進事業は、新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院を受け入れる医療機関が対象となっており、その確保した病床に対して補助がされるものです。

当院は、ＰＣＲ検査の実施医療機関として、2日後の検査結果判明まで疑い患者の入院実績があったため、4月から7月までの実績と、8月以降の見込額を追加するものです。

資料の2ページをお開きください。

入院医療機関開設整備事業の内容は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関として、要綱で定める医療機械整備に対して補助がされるものです。

対象医療機器等については、②の事業費の内訳に記載のとおりとなっております。

感染症疑い患者受入機関開設設備事業の内容は、二次医療機関へ設備整備事業として1,121万7,000円、支援金給付事業として3,000万円が補助されるものです。

なお、設備整備事業で整備する医療機器、支援金支給事業の主な使用用途については、資料の②事業費の内訳に記載のとおりです。

また、支援金支給事業は、人件費から備品まで広い用途が対象であり、4月から購入した物品も対象となります。

資料の3ページをお開きください。

帰国者・接触者外来等整備事業の内容は、北海道の指定に基づき、帰国者・接触者外来として開設するにあたり、必要な医療機械器具等の整備に対して補助がされるものです。

対象医療機器は、資料に記載のとおりでございます。

続いて、資本的支出についてご説明いたします。

議案の11ページをお開き願います。

1款　資本的支出、1項　建設改良費、1目　有形固定資産購入費、節　機械器具備品購入費　1億3,507万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金を活用して、感染制御に必要な医療機器として、説明欄へ記載の医療機器を購入するものです。

工事請負費　60万円の追加は、ＰＣＲ検査や抗原検査の検体を採取する緊急処置室に暖房が完備されていないため、冬期に向けて天井へ業務用のエアコンを設置するものです。

続いて、収入について、説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款　資本的収入、4項　道費補助金、1目・節　道費補助金　1億3,567万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の医療分交付金として、資本的支出で説明した医療機械器具購入に対して補助がされるものです。

内訳は、説明欄へ記載のとおりですが、各事業の概要は資料で説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

1ページの（2）重点医療機関等設備整備事業の内容は、新型コロナウイルス感染症の指定医療機関が整備する医療機器に対して、補助がされるものです。

対象医療機器については、②の事業費の内訳をご覧ください。

資料の3ページをお開きください。

議案に記載されております、入院医療機関開設設備整備事業、次の感染症疑い患者受入医療機関開設事業、帰国者・接触者外来等整備事業の内容は、先ほど収益的収入でご説明したので、省略いたします。

最後の感染症検査機関等設備整備補助事業の内容は、帰国者・接触者外来等の設置医療機関で、新型コロナウイルス感染症検査機器の導入に対して、補助がされるものです。

対象医療機器は、資料に記載のとおりです。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の総額は、3億1,849万9,000円で、補助率は10分の10となっております。

以上で、説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番　竹田　努君。

○9番（竹田　努君）　病院事業会計にとっては、今回のこのコロナ関係の国の政策について、大変良かったなっていう思いです。ただ、この部分の事業が今年度限りでなく、来年以降もこういう何らかの形での支援策があるのかな。その辺の病院事業会計としての見通しはどうなのか。

それと、やはり一番心配なのが病院経営、本来の入院収益、2億も減額しなきゃならないっていうこの実態です。これを今後の病院経営の中で、どうこの部分を乗り切っていくのかっていう部分、これはきょう管理者も同席していますので、その辺の段階。いまの今日的な状況の中では、まだ方向性が見えないのであれば、何らかの形でどこかの場でそういう方向性を示していただければなっていうふうに思っています。我々は、やはり病院経営のことが心配でこういう質問に立っているっていうことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（又地信也君）　病院事業事務局長。

○病院事業事務局長（平野弘輝君）　ただいまご質問のありました、竹田議員のご質問に回答させていただきます。

まず、国の今後のコロナ関連の政策が来年度以降も続くのかというご質問ですが、今回2月に国が大型補正で、コロナ対策の費用を予備費10兆円を含めて、計上しております。

今回、補正をさせていただくのは、この6月補正に基づく北海道が国の基準に基づいて要綱を定めたものに対してなんですが、9月15日に厚労省のほうから各都道府県へ予備費10兆円を使って、さらなる支援をするということでの通知がされております。今回、病床確保量として単価1万6,000円で補正をさせていただいていますが、これが9月15日時点では7万1,000円に引き上げるというような通知がされており、これらも含め北海道では総額700億円の追加の交付がされるという情報を得ております。

ですので、今後の今年度においての追加の支援というのは考えられないんですけれども、議員おっしゃる来年度以降につきましては、政府で8月末で取りまとめている患者の致死率や患者が1人あたりに感染させる人数などを見ますと現在、指定感染症の二類相当に指定されているわけですが、この結果だけを見ると現時点では、継続して二類相当になるのはかなり厳しいのではないのかというのが専門家の含めてのご意見であります。

ですので、この新型コロナ対策の政府支援については、今年度限りになるのではないかなというかなり厳しい見方を病院運営にあたっているところでございます。

一方、病院の経営につきましても今回、入院医業収益で2億円減額しまして、そのうち1億4,000万円が病床確保事業で補填される充当するというようなことになり、一定の今年度の目処は立ちつつありますけれども、冒頭申し上げましたとおり、現在の1日あたりの入院患者数が前年対比で約50％マイナスになっております。これは、病院事業会計の入院収益の柱でありますので、ここが回復しなければ今後の病院経営にも多大な影響が出るという恐れが

あります。ただ、ほかのコロナ患者を受け入れている病院を見てもかなり厳しい経営状況が続いておりまして、来年度に向けてＶ字回復するかというのもかなり厳しいっていうふうに思っております。ただ、病院のほうで定めております中期計画であります、改革プランが令和2年度までとなっており、来年度以降は新たなプランを策定する予定でございます。

ですので、この新たなプランの策定に向けて、今後の病院経営・病院運営のあり方を新型コロナの状況も踏まえて、病院全体として検討していく時期に差しかかってきておりますので、今後プロジェクトチームなどを発足させ、ある程度骨子が出た段階で議会のほうにも提示しながら、安心安全な経営ができるように進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。補足するところがありましたら、病院事業管理者のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（又地信也君）　病院事業管理者。

○病院事業管理者（小澤正則君）　竹田議員の病院の方向性についてのご質問だと思います。

少子高齢化の波を受けまして、病院経営は大変厳しい状況であります。外来はさておきまして、入院患者数が年々減少の傾向にあります。この傾向は今後も続くと思いますが、それに追い打ちをかけたのがコロナの流行でありまして、コロナが一つの要因ではありますが、根本的な要因にはなっておりません。したがって、今後の方向性については、コロナが終息した時点でどれぐらいの被害を被るのか、あるいは入院患者が激減するものかということを見定めながら方向性について、改めて検討していきたいと思います。ただ、申し上げたいのは病院事業というのは、患者さんを診てその疾患を治すという目的のためではありません。

つまり公立病院というのは、住民の幸せに貢献するものでありまして、取りも直さず公共施設、つまり行政の一貫を担っているというふうに考えております。

したがって、住民の幸せのために何ができるかということは、入院患者数だけに考慮すべきではないと思いますので、今後の方向性はそういうものも含めて検討していきたいと思いますので、ご理解を願いたいと。以上です。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号　令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号　議会閉会中の所管事務調査について

○議長（又地信也君）　日程第6　発議案第1号　議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より別紙のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案については原案とおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号　松前半島道路の整備促進を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第7　意見書案第1号　松前半島道路の整備促進を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番　廣瀬雅一君。

○8番（廣瀬雅一君）　8番　廣瀬雅一です。

意見書案第1号　令和2年9月18日　木古内町議会　議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　廣瀬雅一、賛成者　木古内町議会議員　竹田　努、同じく　平野武志。

意見書案第1号　松前半島道路の整備促進を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

松前半島道路は、北海道松前町から北海道新幹線木古内駅周辺や函館・江差自動車道茂辺地木古内道路に接続する路線で、平成10年に地域高規格道路の計画路線に指定され、現道の国道228号線は、昭和63年に旧国鉄松前線が廃止となって以来、当該沿線地域の人・物の流通を担う唯一の道路として地域を支えている。

しかし、急峻な地形と津軽海峡に挟まれた海岸線に位置しているため、通行止めがたびたび発生し、観光や産業振興、高齢化が進む地域住民の生活、医療施設への救急搬送や通院などに不安を抱えている。

また、平成29年2月に北海道が公表した北海道日本海沿岸の津波浸水想定は、高波・波浪時には頻繁に越波し通行止めとなる福島－松前間の脆弱性を一層､際立たせる結果となった。

以上のことから、災害に強く、渡島西部のブランド力のある農水産品を安全、確実に出荷でき､救急搬送の速達性・定時性を確保し､救命率の向上を図る松前半島道路の早期整備は､沿線住民の長年の悲願である。

ついては、本路線の一日も早い整備と開通が確実なものとなるよう強く要望する。

よって、記載しております以下の点を重点として、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号　松前半島道路の整備促進を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（又地信也君）　日程第8　意見書案第2号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番　吉田裕幸君。

○4番（吉田裕幸君）　4番　吉田裕幸です。

意見書案第2号　令和2年9月18日　木古内町議会　議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　吉田裕幸、賛成者　木古内町議会議員　手塚昌宏、同じく東出洋一。

意見書案第2号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みに加速することが必要であり、そのためには、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項において特段の措置を講ずるよう強く要望することから、記載しておりますとおり以下7点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源確保を求める意見書

○議長（又地信也君）　日程第9　意見書案第3号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番　新井田昭男君。

○6番（新井田昭男君）　6番　新井田昭男です。

意見書案第3号　令和2年9月18日　木古内町議会　議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　新井田昭男、賛成者　木古内町議会議員　安齋　彰、同じく相澤　巧。

意見書案第3号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、記載しておりますとおり以下5点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源確保を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長（又地信也君）　日程第10　議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、別紙配付のとおりでありますが、今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名すること

にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉　　会　　の　　宣　　告

○議長（又地信也君）　以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、議事進行にご協力いただきまして、全て審議を終了いたしましたので、これにて会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労様でした。

（　午前10時42分　閉会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月18日

木古内町議会議長　　又地信也

署名議員　　安齋彰

署名議員　　新井田昭男